



<論説>低価基準の本質

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 平敷, 慶武 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00001650

低価基準の本質

平 敷 慶 武

I はじめに

低価基準⁽¹⁾に関して、これまでの考察から、明らかになったことは、根本的には、会計目的観の変化にともなって低価基準観が変化したということである。即ち、静的会計観の下における静的低価基準観から動的会計観の下における動的低価基準観への変化がそれである。静的低価基準観は、財産計算ないし貸借対照表中心思想の観点から、棚卸資産の会計的属性を換金価値と規定し、当該価値の静的評価法として定義される。これに対して、動的低価基準観は、期間損益計算ないし損益計算書中心思想の観点から棚卸資産の会計的属性を売上原価性として規定し、当該原価をそれが棚卸資産取得時にもつ有用性ないし回収可能性を基礎にして配分する動的评价法（即ち、配分法）として定義される。

従って、動的低価基準観の下では、低価基準は次の特質をもつ。すなわち、低価基準は原価主義であること、原価主義とは有用原価主義ないし回収可能原価主義であること、及び有用性喪失の諸原因はすべて同質視されること等の特質がそれである。それゆえ、動的低価基準は原価配分法である、と主張されている。

かくて、根本的に異なる二つの低価基準観が存在する限り、両低価基準の定義に関する表現もまた区別されるべきである。即ち、静的低価基準観は、その定義に関する表現としては、伝統的な表現と同様に、「原価と時価を比較して何れか低い方の価格を付す方法である。」と表現されるべきであり、他方、動的低価基準観は、「原価より時価が低い場合には取得原価を時価まで引き下げる方法である。」と表現されるべきことになるであろう。我国「企業会計原則」

(1) 平敷慶武「動的低価基準観の史的展開」(大阪府立大学経済学部, 1988年)等を参照されたし。

(連続意見書第四) にみられる低価基準の定義は、前者の表現であって、それは正しく静的低価基準観を意味している。

それでは、上述のような特質をもつ動的低価基準の本質は何であるだろうか。次に、そのことが解明されなければならない。さらに、その解明を通して、動的低価基準ないし米国型低価基準と静的低価基準ないし日本型低価基準の相違も明らかにされるべきであろう。

その際、留意すべきことは、会計目的観の変化と共に確かに低価基準観は変化したのであるが、同様に、低価基準観の変化のゆえに原価主義観もまた変化しているということである。その点にこそ、低価基準の本質をめぐるあらゆる問題ないし混乱が存在するといえよう。

従って、「低価基準の本質」を明らかにするということは、とりもなおさず、「原価主義の本質」を明らかにすることである。なぜなら、新しい低価基準観の下では、低価基準は、一般に、原価主義(ないし修正原価主義)であると理解されているからである。そして、原価主義の本質を明らかにするためには、「棚卸資産の本質」および「計算原則の本質」も明らかにしなければならない。

要するに、低価基準問題の根本的解決のためには、「棚卸資産の本質」、「計算原則の本質」、および「原価主義の本質」について考察し、それらの本質が解明されなければならない。なぜなら、低価基準の本質観の相違ないし混乱は、これらの三つの点に関する見解の相違ないし混乱に起因しているからである。同時に、伝統的に、低価基準の依拠する原則であるとされる「保守主義原則」についても、勿論考察しなければならない。

以下、順次、考察していくことにしよう。

II 棚卸資産の本質

「棚卸資産の本質」については、これまで、経済的・経営的・会計的な三つの属性、即ち、経済的有用性としてのプロフィット・ポテンシャル、経営的機能としての販売性、及び会計的な期間損益計算目的に基づく原価性ないし費用性⁽²⁾が確認された。

(2) 平敷慶武「棚卸資産概念の研究」(『経済研究』第31巻第3号, 149~199頁)。

棚卸資産に関するこれらの三つの属性の意味ないし関係は、次の点にある。即ち、経済的属性は棚卸資産が資産として企業の稼得目的に貢献しうるための不可欠な前提としての経済的価値を意味し、当該経済的属性を有するがゆえに棚卸資産は企業活動に於て具体的に販売性をもつものとして機能することが可能となるのであり、その結果として、会計上、売上費用性ないし原価性が確認される関係にある。つまり、棚卸資産の会計的属性である原価はその経済的属性であるプロフィット・ポテンシャルの会計的表現であり、それゆえに、棚卸資産は販売されて会計的に収益及び売上費用として認識されるのである。

従って、棚卸資産の属性の中、どの属性に着目して棚卸資産の会計的な本質規定を行うかによって、低価基準観の相違が生ずることになるのである。即ち、棚卸資産に関して、会計的属性の観点から本質規定を行えば、棚卸資産は費用性としての特質を「動的棚卸資産」として規定され、当該棚卸資産を評価の対象とする低価基準は動的評価法（即ち、原価配分法）たる動的低価基準として規定されることになる。これに対して、棚卸資産を経済経営的観点から本質規定を行えば、棚卸資産は販売価値ないし経済的換金価値としての特質をもつ「静的棚卸資産」として規定され、当該棚卸資産を評価対象とする低価基準は静的評価法（即ち、価値評価法）たる静的低価基準として規定されることになる。

留意すべきことは、棚卸資産が経済的属性および経営的属性をもつということとは、棚卸資産が棚卸資産である限り、その不変の属性であるということである。ただ当該属性を会計的属性として規定することになれば、それが静的棚卸資産観となるにすぎないのである。従って、棚卸資産の経済的および経営的属性は、それが財産価値計算を基礎として静的棚卸資産観となりうるものであり、他方、当該棚卸資産観は近代会計的には否定されるべきであるというゆえんをもって当該経済的及び経営的属性そのものまで否定されるべきではないのである。

次に考察すべきことは、棚卸資産の経営的属性が機能しかつ会計的属性が具現するための前提としての経済的属性、即ち、経済的有用性ないしプロフィット・ポテンシャルについて、その維持計算は会計の目的たりうるか否か、ということである。即ち、経済的有用性について、その経済的維持計算ないし回収

計算は会計的維持計算ないし回収計算と同質であるか否かということである。換言すれば、棚卸資産の取得時にその有していた経済的有用性は、取得後に於ても、その変化は正当に会計上維持されるべきか否かということである。

この点に関する見解の相違が低価基準観の相違をもたらす主因である。即ち、棚卸資産取得時の原価のもつ経済的有用性の変化に関して、もしそれが会計上正当に維持ないし反映されるべきであるという見解に立脚すれば、低価基準は、それが動的ないし静的な低価基準であるか否かを問わず、合理性をもつことになる。他方、もしその維持反映の会計的正当性を否定すれば、低価基準は合理性ないし原則性をもたない基準として規定されることになるであろう。

それでは、会計的に何れの見解が妥当であるだろうか。それは、「計算原則観」の相違にかかっている、といえる。つまり、棚卸資産に対する投下資本の原初的経済価値の維持計算ないし回収計算が会計的に正当化されるか否かは、計算原則をいかに理解するかにあるのである。

Ⅲ 計 算 原 則

低価基準観の相違は、計算原則観の相違、即ち、発生原則、対応原則、及び原価配分原則をいかに理解するかに依存している。従って、低価基準問題を解決するためには、会計におけるこれらの計算原則の本質を明確にすることが不可欠である。

ところで、会計は、貨幣資本維持を課題とし、貨幣資本利益の確定計算を目的としている、と規定されている。つまり、会計の基本的性格は投下資本の回収計算にあって、その目的を達成するための計算体系として原価実現のアプローチに会計は立脚している。即ち、会計は、自らの課題及び目的を達成するために、自らの記録論理に立脚し、費用の認識限定に関しては、対応原則、発生原則、および原価配分の原則という計算原則によって行なう。この場合、「会計の記録論理」とは、勘定認識ないし記帳能力の要件である「貨幣的計量可能性」⁽³⁾、「確実性」(ないし「恒久性」)、及び「検証可能性」である。

それでは、これらの会計的勘定認識要件及び計算原則からみて、取得原価によって表現された時価下落に起因する棚卸資産の経済的有用性の変化は、会計

(3) 武田隆二『最新財務諸表論』(中央経済社、1985年) 131頁。

上正当に認識されるべきであろうか。

まず、棚卸資産の経済的屬性である経済的有用性について、その減少を反映する時価の下落は、会計的記帳能力の観点からは、明らかに認識記録の対象たりえない。なぜなら、時価下落の場合には、会計的認識要件である「恒久性」(ないし「確実性」)及び「検証可能性」が満足されず、従って、それは会計上の「取引」たりえないからである。同様に、各計算原則の観点からも、時価下落はそれを記帳すべき会計的必然性はないのである。なぜなら、発生原則・対応原則・原価配分原則の各計算原則に共通する特質は費消ないし物的消滅を前提としていることであるが、時価下落はいかなる意味に於ても物的費消ではないからである。

従って、オーソリティがいかに時価下落は客観的であって確実な証拠であるから発生原則によって当然に損失として認識すべきであると強調しても、なお説得力に乏しいのは、次の理由による。即ち、時価下落は、所詮、経済的客観性ではありえても会計的客観性ではなく、又、それは経済的証拠たりえても会計的証拠たりうるものではなく、正に、時価下落は経済的損失ではあっても会計的損失とはなりえないからである。

要するに、時価下落は、単なる経済的事象ではあっても会計的事象ではなく、従って、それは経済的減価ではあっても会計的減価ではない。しかも、棚卸資産の貸借対照表価額は、経済的原価額ではなくて、会計的原価でなければならないのである。つまり、棚卸資産の貸借対照表価額は、棚卸資産の経済的有用性の測度たる時価の変動を反映した原価ではなくて、会計的計算原則の適用の結果算出された原価でなければならないからである。

従って、次のような場合には、各計算原則は会計的計算原則というより経済的計算原則というべきであろう。即ち、もし発生原則が時価下落による経済的有用性の減少を正当に認識する原則であるとされ、同様に、対応原則が経済的有用性の減少を反映した原価を対収益賦課分として測定する原則であるとされ、さらに、もし原価配分原則が経済的有用性を正当に反映すべき原則であるとされるならば、それらの原則は、会計的計算原則というより、あえていえば経済的計算原則であるというべきであろう。即ち、下落する経済的有用性の会計への直接的反映は、その限り、経済的観点の導入によって会計の本質を変質

させるものであるというべきであろう。

それゆえ、有用性概念を基礎としてその指標たる時価を測度とする原価配分原則は、いわば時価的原価配分原則であって、それは、価値的原価配分ないし経済的原価配分である。そして、このような価値的原価配分は、それが近代会計のメルクマールである原価配分原則という会計的概念の衣を装って有用性という経済的概念を会計に於て主張するのであるから、きわめて巧妙であるというべきである。そのために経済的な時価的原価配分原則が会計的原価配分原則であるかの如く錯覚されやすいのである。

詳論すれば、棚卸資産の取得後に於て、“回収可能性”・“有用性”・“効用”等の概念を導入することは、非会計的な経済的観点を会計に導入することである。その導入は、それが会計の基本的性格が投下資本の回収計算にあること、かつ、原価配分という会計手続を媒介としてなされ、しかも、“回収可能性”ないし“有用性”概念自体は棚卸資産の属性であるから、いかにも巧妙である。しかし、回収可能性ないし有用性概念自体はあくまでも棚卸資産の経済的屬性にしかすぎないのであるから、それは、会計フィルターを通さなければ、それらの概念がいかにも基本的概念であっても、決して会計の対象たりえないのである。

低価基準をめぐる混乱の原因は、この会計フィルターを通さないか又はそのフィルターの無理な理解に基づいて、“回収可能性”ないし“有用性”が即会計的概念ないし会計の対象とされたところにある。

会計フィルターとは何か。それは、費用・損失の認識限定に関する計算原則である。この計算原則に共通する本質は「費消」を前提とし、「确实性」・「検証可能性」を会計的認識能力の前提的要件としているということであった。従って、経済事象は、この計算原則によって認識されなければ、会計の対象たりえない。それは、単なる経済事象を扱っているにすぎないのである。

それゆえ、「有用性」ないし「回収可能性」を基礎とした原価配分論は、伝統的会計が棚卸資産の取得時に於て絶縁したはずの有用性ないし回収可能性という経済的屬性を単なる時価下落との関連で復縁させるのであるから、それは、会計計算に経済計算を混入させることであって、会計をして根本的に異なる概念に変質せしめることになる。動的低価基準が妥協の産物たるゆえんである。

従って、原価配分原則が有用性概念の導入によっても依然として原価配分原則であるとされているのであるが、それは、実は、有用性概念を基礎としてその測度たる時価の導入によって原価配分原則がもはや原価配分原則（原価的原価配分原則，即ち，「原価配分原則」）ではなくて原価配分原則（時価的原価配分原則，即ち，『原価配分原則』）に変質したことを意味しているのである。

それにもかかわらず、両原価配分原則が等しく原価配分原則として同質視されて俊別されなかったことが低価基準に関するすべての混乱の原因であり、その点にこそ低価基準の本質の規定を明確にしえなかった根本的原因があるのである。

なお、原価配分原則との関連で言及しておかなければならないことは、原価配分による未費消の残存原価のもつ会計的意義である。費消済原価は確かに収益産出に貢献した原価であり、又、貢献可能な原価であったことは事実である。しかし、そうであるからといって、未費消の残存原価もまた確実に収益産出に貢献すべき原価から成るべきであるという会計的必然性はない。もちろん、棚卸資産の会計的属性である原価は棚卸資産の経済的属性の表現である以上、当該原価が本来的にプロフィット・ポテンシャルをもつことには、何らの疑問もない。問題となるのは、次の点である。即ち、取得時に於て原価に反映されたプロフィット・ポテンシャルは、取得以降の期間に於てもそれを維持計算することが会計上正当に考慮されるべきであるか、従って、ペイトンも指摘するごとく、その維持計算は会計の基本的ファクションであるか否かということである。⁽⁴⁾つまり、取得後の原価、言い換えると、未費消の残存原価は、プロフィット・ポテンシャルの計算的維持を前提として確定されるべきか否かということである。

しかし、このような疑問に対しては、未費消の残存原価が収益産出力をもつべき原価部分たるべく期待されることはいうまでもないが、それは経済上ないし経営上の期待であり、その期待額の測定は会計の対象ではない。それは、たとえ経済的測定上の問題とはなりえても、少くとも期待額の測定は会計的には結果的な意味しかもたないのである。会計の損益計算上の本質的目的は、当期

(4) W. A. Paton, "Cost Approach to Inventories", LXXXII (1941), 304.

間の費消済原価の測定にあるのであって、会計上は、残存原価額の決定は結果的であるか、少なくとも、その決定自体を直接的ないし基本的な目的とするものではない。それゆえ、残存原価額のもつ有用性ないし回収可能性の測定は会計の直接的目的たりうるものではないのである。

棚卸資産の経済的屬性である経済的有用性に関して、時価下落との関連に於て、その取得後の減少と計算原則との関係については、論じたところである。それでは、経済的有用性の減少と評価基礎との関係はどのように理解すべきであろうか。つまり、「原価主義の本質」とは何かについて、さらに、考察しなければならない。

IV 原 価 主 義

低価基準観の相違は、また、原価主義観の相違にも起因している。動的低価基準観の下では、低価基準は原価主義であるとされ、原価配分法として規定されているからである。

果して、低価基準は原価主義であり、原価配分法であるだろうか。このことを考察するためには、まず、原価主義の本質を規定しなければならない。

原価主義の本質は、次の三つの特質をもつか否かの観点から定義されるべきである。すなわち、(イ)評価ないし配分の基礎価額である原価のもつ経済的有用性ないし効用、即ち、プロフィット・ポテンシャルは不変であるという仮定の絶対的維持を前提にしていること、(ロ)評価ないし配分の基礎価額が取得原価であること、(ハ)評価ないし配分の測度もまた原価であること、という三つの屬性がそれである。

すなわち、原価主義とは、棚卸資産取得時に原価のもつ有用性が不変であるという仮定の絶対的維持という前提に立脚して、取得原価を配分の基礎とし、配分測度もまた原価自身であると規定するか、それとも、原価のもつ有用性が不変であるという仮定の維持は相対的なものであり、従って、取得原価を配分基礎額とするにしても、原価のもつ経済的有用性の下落も反映せしめるべく配分測度として時価をも有するものであると規定するか否かである。このように、原価主義の本質規定に関しては、原価主義とは、取得時に原価のもつ有用性が不変であるという仮定の下に配分対象と配分測度とが共に原価（取得原価

と単位原価)として一致する評価基礎である、と定義されるべきである。従って、前者はいわゆる純原価主義(即ち、「原価主義」)である。それに対して、後者は、準原価主義とでもいうべきものであって、それは、擬制的原価主義ないし経済的原価主義、あるいは少なくともネオ原価主義であって、要するに、有用原価主義ないし回収可能原価主義(即ち、『原価主義』)である。つまり、「原価主義」は、たとえ客観価値を示す時価の下落によって原価の有用性が取得以後に減少したとしても、なお取得時の原価のもつ有用性、即ち、棚卸資産の経済的屬性であるプロフィット・ポテンシャルは不変であるという仮定の絶対的維持に立脚している。他方、『原価主義』は、そのような仮定は時価の下落によって変化したのであるから、当該下落は会計上正当に考慮されるべきであり、従って、当該仮定の相対的維持に立脚している。

かくして、二つの原価主義観の相違は、次の点にある。即ち、実質的には、棚卸資産の経済的屬性である有用性の取得以後における下落は会計上正当に考慮されるべきか否かの相違であり、形式的には、配分測度として時価をも正当視すべきであるか否かの相違である。もちろん、棚卸資産の経済的屬性の測度は時価であるから、二つの原価主義観の相違に関する実質的相違と形式的相違とは表裏一体の関係にある。従って、二つの原価主義観の中、何れが会計的に妥当であるかを吟味するためには、評価基準の本質に関する考察が課題であるから、原価配分の測度として時価を用いることの当否について考察すればよいであろう。

ところで、何れの原価主義が妥当であるかを吟味するためには、次のようなきわめて「自明の論理」から出発すべきであろう。

すなわち、「自明の論理」とは、原価の発生は棚卸資産の取得を前提としているから、原価の消滅もまた棚卸資産の費消が前提であるということである。つまり、原価の発生・消滅が財貨の発生(取得)・消滅(費消)に依拠しているということは、きわめて自明の論理であるといえるであろう。従って、棚卸資産という財貨の経済的屬性であるプロフィット・ポテンシャルの表現であり、かつ、その会計的屬性である原価の消滅もまた棚卸資産の消滅を前提としているということは、きわめて自明の論理である。

このような「自明の論理」に立脚すれば、原価主義に関して、それがもし原

価の費消が棚卸資産の物的消滅を前提としている評価主義であると規定されるならば、それは、正しく「原価主義」である。なぜなら、棚卸資産の消滅に応じて原価もまた消滅するのであるから、取得原価の費用化の測度もまた原価（単位原価）自身となるからである。他方、原価主義が、もし原価の消滅が棚卸資産の物的消滅を必ずしも前提としない評価主義であると規定されるのであれば、それは、「原価主義」ではなくて正しく『原価主義』である。なぜなら、物の消滅がない以上、物の消滅に伴う原価の消滅はありえず、従って、原価が測度となることはありえないからである。つまり、「原価主義」は、原価主義の概念規定に関する三つの特質をすべてもつものに対して、『原価主義』は(ロ)の特質のみしかもたないものである。

従って、「原価主義」の場合には、原価の解消が物的解消を前提としているから、もし当該物的解消が正常でないし原則的に行われるならば、費消原価額の測定ないし原価配分は「『物的消費数量』×『単位原価』」という正規の手続によってなされる。ただ、もし物的解消が異常ないし例外的に行れるならば、費消原価額の測定ないし原価配分は、物的解消が異常であるがゆえに単位当りの解消がなされえず、従って、正規の原則的配分手続である「単位当り消費数量×単位原価」（即ち、個数×単価）が適用されえないために、測度として時価が介入せざるをえなくなるのである。従って、もちろん、物的消滅が異常な場合に於ても、本質的には「原価主義」であり、形式的な測定手続上代替的に時価基準ないし低価基準がとられるにすぎないのである。

従って、又、物的消滅を前提とした「原価主義」に於ては、消滅が正常性ないし異常性のいかに問わず、原価配分は本質的には「原価配分」（即ち、原価的原価配分）である。ただ、消滅が異常な場合に限り、原価配分が代替的に『原価配分』（即ち、時価的原価配分）とならざるをえなくなるにすぎないのである。

これに対して、「原価主義」（即ち、有用原価主義ないし回収可能原価主義）の場合には、物的費消を前提としないのであるから、「消費数量×単位原価」による原則的な原価配分は不可能であり、従って、それは本質的に測度として時価に依拠せざるをえないのである。それゆえ、『原価主義』の下では、原価配分は『原価配分』（時価的原価配分）となるのである。詳論すれば、『原価主

義』に於ては、配分の基礎価額ないし配分対象である取得原価は、その原価のもつ経済的有用性、即ちプロフィット・ポテンシャルの指標である時価の変動に応じて配分される。ただ、その変動は、減価のみが考慮され、増価は考慮されないのである。それは、会計の基本的性格が投下資本の回収計算にあるために、配分の基礎価額が取得原価を前提とし、取得原価を配分ないし評価の上限としているからである。つまり、客観価値を示す時価が下落した場合に、当該下落を原価のもつ経済的有用性が減価したことの証拠として、配分対象である取得原価の一部を有用性喪失原価分として配分するのである。従って、配分の対象は取得原価を前提としているとはいえ、当該原価は物的解消を待たずに配分されるのであるから、配分の測度は時価がとられざるをえなくなるのである。即ち、『原価主義』に於ては、配分対象と配分測度が等しく原価として一致せず、取得原価を上限にして原価の回収可能性ないし有用性（回収不能額ないし非有用額）を時価を測度として配分することになる。

要するに、「原価主義」は物的費消を前提とするのに対して、『原価主義』は物的費消を必ずしも前提としないということである。それ故、本質的には、前者は、原価を測度とした「原価配分」を行い、後者は時価をも測定とした『原価配分』を行うのである。

ところで、このように、原価の発生・消滅が棚卸資産の物的発生および物的消滅を前提としているという「自明の論理」は、会計的にはいかなる意味をもつのであろうか。それは、物的消滅の有無はある経済的事象が勘定認識能力ないし記帳能力をもつか否かに関する会計的メルクマールとなることを意味しているのである。即ち、物的費消の事実は具体的かつ客観的で不変の事実であるから、物的費消が生起したという事実は、会計的勘定認識能力の要件である「確実性」・「検証可能性」および「恒久性」が確認されうることを意味するのである。従って、物的費消の有無は、ある事象が単なる「経済的事象」に留まるかそれとも「会計事象」となりうるか否かに関する正しく会計的メルクマールなのである。

それゆえ、二つの原価主義観の中、会計的に妥当な原価主義は、原価の消滅、従って、原価の内実であるプロフィット・ポテンシャルの消滅が物的消滅を前提としている原価主義、即ち、「原価主義」が会計的に妥当な純粹の原価

主義であるといえるであろう。物的消滅を前提としない原価主義は、会計的には、純粹の原価主義ではなく、所詮、それは、回収可能原価主義ないし有用原価主義である。従って、低価基準の本質が原価の物的消滅を前提として規定されるならば、当該低価基準は会計的に合理的で妥当な基準であるといえるであろう。「米国型低価基準観」における損傷等の場合がそれである。「損傷等」の場合、それは正しく物的消滅であるから、それに伴う原価の消滅も存在し、従って、消滅原価分の測定も原価自身によってなされるべきである。ただし、消滅原価分の原価自身による測定は実際には不可能である。その理由は、棚卸資産に関し、物的消滅は、一般に、正常な消滅が“単位別消滅”であり、従って、その場合には、消滅原価分は「消費数量×単位当り仕入原価」に基づく原価主義によって算定可能であるのに対し、損傷等の場合には、正しく損傷という物的費消の異常性の故に当該費消は単位当り消費ないし積算可能な費消ではないから、単位当り仕入原価を測度として消滅原価額を計算することが不可能だからである。従って、時価は原価の代替的測度として適用されるにすぎない。それゆえ、損傷等の棚卸資産を評価するにあたって、たとえ時価がとられようとも、それは、あくまでも、本来の消滅原価額にアプローチすることに本質的意味があるのであって、代替的測度としての時価（純実現可能価額ないし取替原価）のもつ経済的有用性（即ち、効用）の測定に本質的意味があるのではない。即ち、損傷等の場合における評価基準は本質的には原価主義であり、代替的に低価基準がとられるにすぎない、と理解すべきである。

これに対して、低価基準の本質が“単なる時価下落”を測定対象とするものとして規定されるならば、原価の発生・消滅が棚卸資産の物的発生・消滅を前提としていると理解する限り、単なる時価によっては原価は会計的にはいかなる意味に於ても消滅するものではないから、そのような低価基準は合理的で妥当な基準であるとはいえないであろう。

それゆえ、低価基準は合理的であり原価主義であると主張される場合、低価基準は正しく合理的かつ原価主義でもあり、又、合理的でもなくかつ原価主義でもないのである。つまり、米国型低価基準を前提とする限り、低価基準は、それのもつ評価対象ないし有用性の減価原因が損傷等を意味する場合には、合理的かつ原価主義であり、他方、有用性の減価原因が単なる時価下落を意味す

る場合には、低価基準は不合理でありかつ原価主義（即ち「原価主義」）ではないことになるのである。

要するに、低価基準観の相違ないし混乱は原価主義観の相違ないし混乱にも原因があるのであって、もし「原価主義」的原価主義観に立脚すれば、低価基準は、それが単なる時価下落を評価対象とする場合には、合理的でもなければ原価主義でもなく、他方、もし『原価主義』的原価主義観に立脚すれば、低価基準は合理的であって原価主義（即ち『原価主義』）でもあるということになるのである。

二つの原価主義の中、何れの原価主義観が妥当であるかの判断にあたっては、棚卸資産に関し、原価の発生・消滅がその物的発生・消滅を前提としているという「自明の論理」に立脚すべきであり、その限り、物的消滅を前提とした「原価主義」が原価主義観として妥当である。従って、そのような妥当な「原価主義」的原価主義観からみて、低価基準は、それが物的消滅を前提としない限り、不合理であって原価主義ではないことになるのである。それゆえ、低価基準が原価主義を前提として又は原価主義の枠内で適用可能であるということと低価基準が原価主義であるか否かとは別問題なのである。

ただ、この場合、留意すべきことは、動的会計観の下に於て低価基準が不合理であるということが、イコール静的低価基準観を意味するものではないということである。たとえ低価基準が不合理であっても、動的会計観を前提とする限り、低価基準が期間損益計算の観点から一貫して理解されるべきことには変りはない。ただ、配分の測度として時価が用いられるために、低価基準は例外的な配分法として規定されるにすぎない。即ち、動的会計観を前提とする限り、低価基準は、それがたとえ例外的基準とはなっても、決して静的評価法として規定されるべきではないのである。

このように考察してみると、低価基準観の相違ないし混乱の生ずる根本原因は、「棚卸資産観」、「計算原則観」、及び「原価主義観」の相違ないし混乱にあることが理解できるであろう。それは、結局、棚卸資産の経済的有用性について、その取得後における減少は、単に時価の下落した場合に於ても、会計上正当に考慮すべきか否か、従って、経済的有用性の減少を認識測定する計算原則もなお会計的計算原則として妥当視すべきであるか否かということである。

もし棚卸資産の本質を「経済価値」ないし「販売価値」として会計的に規定すれば、販売価値の変化を示す時価の下落は認識されるべきことになる。従って、低価基準は合理的基準となる。これに対して、棚卸資産を「売上費用性」として会計的に規定すれば、費用として認識するための計算原則をどのように理解するかが不可欠である。従って、当該費用を測定すべき基礎となる原価主義をどのように理解することが妥当であるかが問題となる。その場合、時価下落に関して、もしそれは会計上正当に反映されるべきであり、従って、それを損失として認識する計算原則は妥当であって、その測定基準である低価基準は原価主義であるとするのが低価基準合理説である。他方、もし時価下落は会計上正当に認識されるべきものではなく、従って、それを認識すべきものとして計算原則を理解することは妥当ではなく、低価基準は原価主義ではないとするのが、低価基準不合理説である。

何れの見解が妥当であるかは、「自明の論理」によって判断すべきである、と理解してきた。即ち、棚卸資産の経済的属性の会計的表現であるその原価の発生・消滅はその物的発生消滅を前提としているという「自明の論理」によって判断すべきであるということであった。そして、「自明の論理」に立脚する限り、低価基準は不合理であって、原価主義ではなく、低価基準の本質は回収可能原価主義ないし有用原価主義であることになるのである。

それでは、低価基準は不合理で例外的な配分法であるにも拘らず、何故に当該基準は実務上容認されているのであろうか。一体、例外的配分法としての低価基準の本質は何であるだろうか。次に、このような低価基準の現実的容認の根拠について考察しなければならない。その前に低価基準の本質である回収可能原価主義の本質を明らかにしておくべきであろう。

V 回収可能原価主義ないし有用原価主義の本質

低価基準、就中、会計研究公報第43号等における低価基準の本質は、『原価主義』であること、『原価主義』とは回収可能原価主義ないし有用原価主義を意味するということであった。

そこで、次に考察すべきことは、回収可能原価主義としての低価基準の本質を明らかにすることである。さらに、そのことを通して、動的低価基準ないし

「米国型低価基準」と静的低価基準ないし「日本型低価基準」の相違を明らかにすることである。その際、留意すべきことは、会計観の変化のゆえに確かに低価基準観は変化したのであるが、同様に、低価基準観の変化のゆえに原価主義観もまた変化しているということである。従って、低価基準の本質を明らかにするということは、とりもなおさず、原価主義の本質を明らかにすることである。なぜなら、新しい低価基準観の下では、低価基準は原価主義であるとされているからである。

ところで、回収可能原価主義の本質は、静的会計観の下における「低価基準」が動的会計観の下における原価主義の中に解消されて「取得原価以下主義」となったものであるといえる。すなわち、評価の一般原則は原価主義であって、それは本来名目的原価主義である。その原価主義に対して、価格下落時に、慣行的低価基準—原価と時価を比較して何れか低い方の価格を付すことであって、原価と時価は評価の基礎としては対等である—が加味されると、低価基準の一方の測度である時価が導入される結果、名目的原価主義は実質的原価主義ないし回収可能原価主義となるのである。他方、慣行的低価基準は、評価原則としての原価主義のもつ取得原価を前提として時価のみが測度として作用するから、慣行的低価基準は取得原価以下主義となるのである。従って、慣行的低価基準を『原価主義』として合理化ないし理論化する過程に於て、伝統的な名目的原価主義としての原価主義は、自らの経済的原価喪失分の測度として時価の導入を媒介として、本来の名目的原価主義から実質的原価主義ないし有用原価主義へと質的転換をきたし、他方、慣行的低価基準も取得原価の枠内で同化されて回収可能原価ないし有用原価主義、要するに、取得原価以下主義と

評価基準	原価 ≤ 時価		(イ)原価 > 時価	費用ないし損失の確実性のいかん	計算原則
	(イ)原価 < 時価	(ロ)原価 = 時価			
原 価 主 義	①原価	②原価	③原価	a 確実	A 消費発生原則
低 価 基 準 日本型低価基準 米国型低価基準	④原価 ⑦原価	⑤原価ないし 時価 ⑧原価	⑥時価 ⑨原価—回収 不能原価	b 不確実 c 確実ないし 不確実	B 保守主義 C 原因発生原則 消費発生原則
原価以下主義	⑩原価	⑪原価	⑫原価—回収 不能原価	d 確実ないし 不確実	D 消費発生原則 原因発生原則

して質的転換をきたすことになるのである。このことを、次の表によって説明することにしよう。

この表に関して、まず、原価<時価の場合には、評価基準の相違とは無関係に一律に評価額は「原価」となるから、問題はない。次に、原価=時価の場合には、低価基準の中、静的低価基準ないし日本型低価基準に於ては、原価と時価を比較して何れか低い価格を付すことであると定義されるから、原価と時価が等しい限り、何れの価格でもよいということになるであろう。あえていえば、静的低価基準は財産計算を目的とする静的会計観に立脚しているから、時価を付すことが理念的には妥当であり、他方、動的低価基準の場合には、原価を付すことが妥当であるということになるであろう。

留意すべきことは、原価>時価の場合である。この場合には、「時価評価額」=「取得原価-回収不能原価（ないし有用性喪失原価）」である。この場合、期末棚卸資産の評価額は、動的低価基準ないし米国型低価基準の場合には、右辺の「取得原価-回収不能原価」であって、「時価評価額」ではない。他方、静的低価基準ないし日本型低価基準の場合には、左辺の「時価評価額」となるのである。つまり、両者は、数値的には等しくても、概念的には別である。即ち、時価額そのものを付すのは慣行的な静的低価基準であり、他方、「取得原価-回収不能原価」、すなわち残存取得原価を残存有用原価として意義づけて期末評価額とするのは、回収可能原価主義ないし有用原価主義であって、要するに、それは原価以下主義である。すなわち、動的低価基準による評価額の算式は、残存有用原価=原価-回収不能原価=原価-(原価-時価)である。この算式に於て、「原価」は原価主義にもとづくものであり、また、「原価-時価」における時価は慣行的低価基準にもとづくものである。したがって、原価主義に慣行的低価基準を加味したものが「原価-回収不能原価」であって、それは残存有用原価ないし回収不能原価を意味する動的低価基準である。それゆえ、この算式から理解されるように、動的低価基準は「回収可能原価主義」ないし「有用原価主義」であって、それは、所詮、原価以下主義ないし原価上限主義である。つまり、原価から時価を測度として算定される回収不能原価を控除するということは、当該原価が上限となっていることを意味するのである。

原価<時価の状態の場合には、動的会計観の下では、原価が評価基準として

とられる。この場合の原価は原価主義の適用の結果であって、低価基準が機能した結果によるものではない。評価の一般原則は原価主義であるから、通常の価格状態では低価基準は機能しえないからである。つまり、低価基準は、本来のないし慣行的意味では、原価<時価の場合と原価>時価の場合に共に対等に機能する両肺的低価基準である。しかし、評価の一般原則が原価主義である今日の動的会計観の下に於ては、原価<時価のような通常の価格状態の下では、低価基準は、その機能が原価主義によって制約されて、もっぱら原価>時価の価格状態の下でのみ機能する片肺的低価基準となる。即ち、低価基準は、時価を測度として原価主義の枠内でのみ機能する性格へと変質し、もはや原価と時価を比較して低い方の価格を附すという方法ではない。低価基準は、棚卸資産評価の一般原則である取得原価を上限にして、より低い時価という測度を媒介にして取得原価の中の非有用原価部分を測定する手続としての意味をもつことになる。

このような意味の低価基準は、慣行的低価基準、すなわち、原価時価比較低価基準ではなくて、「原価以下主義」である。また、この意味の低価基準を伴った原価主義も「原価以下主義」となる。即ち、低価基準はその本来的低価基準（即ち、慣行的低価基準）が本来的原価主義（即ち、名目的原価主義）と結合すれば、「原価以下主義」となり、他方、原価主義もその本来的原価主義が慣行的低価基準と結合すれば「原価以下主義」となるのである。原価>時価の価格状態を前提にする限り、評価の一般原則が原価主義である今日の会計の下では、低価基準と原価主義は、本来的には、別々の独立の評価基準ではあっても、低価基準は原価主義の中に解消されて取得原価の枠内でそれのもつ時価のみが有用原価の測度として作用するにすぎない「取得原価以下主義」として共に同一の評価基準カテゴリーに属することになる。公報第43号における低価基準の本質も正にこのような「原価以下主義」にある。即ち、同公報によれば、評価の一般原則は原価主義であり、原価主義とは回収可能原価ないし有用原価主義であって、低価基準はこのような回収可能原価主義ないし有用原価主義としての原価主義であるとされているからである。それゆえに、「低価基準は原価主義である」ないし「低価基準は原価主義の修正である」、さらには「低価基準は強制される」等のいわゆる低価基準を原価主義と同一視する見解が生ずることになるのである。

原価主義が評価の一般原則である動的会計観の下では、低価基準が原価主義によって制約ないし限定されて変質するということは、とりもなおさず原価主義も低価基準の影響を受けて変質した基準として理解されているということである。つまり、原価<時価という通常の価格状態であって、しかも、正常な取引としての「販売」におけるごとく、物的解消を通して原価の費消事実が確実に認識される場合には、当該費消額も原価自身によって原理的には確実に測定されることになる。しかし、時価<原価という価格下落の状態の場合には、単なる価格下落は物的解消を伴わないために、価格下落は損失としての確実性を欠くことになる。それゆえに、“損失”に相当する原価部分の原価主義自らによる測定が不可能である。損失とされる原価が物的費消を伴わないために、「費消数量×費消物の仕入単価」という原価主義による原価消滅額の測定が不可能となるのである。端的にいえば、物的費消がないから原価費消がなく、従って、損失は「発生」していないのである。それにもかかわらず、価格下落を損失とし、しかも、そのような不確実な損失を測定しようとするれば、時価を測度として導入するしかないであろう。測度として、原価に加えて時価が導入されてくるのは、原価主義は、それが有効原価の測度として有効であるのはもっぱら原価<時価を前提としているからである。従って、原価>時価の状態に於ては、原価主義自らは本質的には時価を測度として有しないから、低価基準を媒介として時価を導入し、その時価によって自らの非有効原価分を測定することになるのである。

従って、原価主義には二つの原価主義があり、同様に、低価基準にも二つの低価基準が存在することになる。即ち、原価主義については、名目的原価主義（純粹ないし原型原価主義）と実質的原価主義（準ないし変形原価主義）がある。前者が低価基準の作用を受けない本来の・純粹の・原型の・原価主義であって、慣行的または厳密な意味の原価主義である。後者は、低価基準の作用を受け有用性または回収可能性概念に基礎づけられた回収可能原価主義または有用原価主義としての原価主義であって、その本質は原価以下主義である。従って、実質的原価主義は、変形ないし修正の・準原価主義である。純原価主義および準原価主義も、動的会計観を前提としている点では、共通している。しかし、名目的原価主義（純原価主義）と実質的原価主義（準原価主義）は、次の

点で異なる。即ち、低価基準の作用を受けない純原価主義は、物的費消を伴った確実な原価費消額が原価自らによって測定しうる機能をもつ評価基礎のことである。これに対して、準原価主義は物的費消を伴わないために確実性のない損失が計上されかつ当該損失が取得原価を基礎としながら時価を媒介とすることなしには測定不可能な評価基礎のことである。

また、低価基準についても、静的低価基準（純粹または原型低価基準）と動的低価基準（準または変形低価基準）がある。前者は原価と時価を比較して何れか低い価格を附す本来の伝統的な慣行的低価基準であって、原価と時価が対等に機能する低価基準のことである。後者は、評価の一般原則としての原価主義を前提として、原価>時価の価格状態の場合に限って機能する回収可能原価主義としての低価基準である。

要するに、動的会計観の下では、評価の一般原則としての取得原価主義を前提として、原価>時価という価格状態の場合に低価基準が適用されると、原型の原価主義と低価基準は、ともに等しく「原価以下主義」として変形ないし修正の原価主義及び低価基準となるのである。原価>時価の価格状態においては、原価主義は、それ自身の非有用原価部分を自らの測度によっては測定しえないために、低価基準の導入によってそのもつ時価を媒介として非有用原価を測定する手続のことである。

他方、評価の一般原則は原価主義であるから、低価基準は、それ自体は原則的な独立の存立基盤をもちえぬために、原価主義を前提ないし基礎として原価>時価の価格状態でしか機能しえないのである。従って、公報第43号等における低価基準観の本質も、正にこのような原価以下主義にある。なぜなら、同公報によれば、評価の一般原則は原価主義であり、原価主義とは回収可能原価主義であって、低価基準はこのような回収可能原価主義ないし有用原価主義であるとされているが、当該回収可能原価主義は原価以下主義にほかならないからである。

ところで、回収可能原価主義ないし有用原価主義の本質は、純原価主義でもなければ、また慣行的低価基準でもない。その本質は、両者の妥協としての原価以下主義である。つまり、回収可能原価主義は、回収範囲を意味する「原価」と回収可能性の測度たる時価との両概念が接合したものであって、原価に

基礎をおいたものである。それは、取得原価を枠にしてその範囲内での回収を計ろうとするものである。その場合、回収可能性の測度は明らかに「時価」である。回収可能性の範囲が取得原価の範囲内に限定されている限り、回収可能性の測度たる「時価」の機能は取得原価 $>$ 時価の価格状態に限定されることになる。

従って、回収可能原価主義は、二つの特質をもつ。即ち、回収可能性の範囲ないし対象である「原価」に着目すれば、原価主義の特質をもつことになり、他方、回収可能性の測度である「時価」に着目すれば、時価基準ないし慣行的低価基準の特質をもつことになるであろう。従って、また、低価基準に関して主張される合理的基準説、即ち、原価主義説は前者の立場である。即ち、原価に着目してその観点を重視した見解である。他方、非合理的基準説、即ち、例外基準説は、評価の一般原則が原価主義であることを認識した上で、後者の時価に着目した見解であるといえる。さらに、「修正原価主義」説は、回収可能原価主義における二つの特質を認識し、回収可能性の測度である時価にデリケートな意味を認めながらも、現在における評価の一般原則が原価主義であるためにその回収可能性の枠ないし範囲である原価にウェイトをおいた見解である、と理解されえよう。

「修正原価主義」という概念は、低価基準に関する限り、一般に、原価主義として、または少なくとも原価主義の一種として理解されているようである。しかし、その場合における「修正」という表現が評価基準との関連でどのような意味をもつ概念であるかは不明確である。したがって、「修正原価主義」説が釈然としない概念であることは否めないであろう。例えば、「企業会計原則」上、修正原価主義ないし修正取得原価基準とは基準棚卸法を意味すると理解されている。即ち、「連続意見書第四・第一の一」に於ては、「基準棚卸法、小売棚卸法（……）等は、特殊な業種によって用いられる取得原価基準の評価方法、又は価格変動を考慮に入れた修正取得原価基準の評価方法である。」と述べられているのである。そこでいわれている修正取得原価基準が、低価基準との関連においていわれる「修正原価主義」でないことは、明らかであろう。

このように考察してみると、「回収可能原価主義」は、純原価主義でもなければ又純時価主義でもなく、それは、原価主義と時価評価との妥協の評価基準

であって、両者の妥協のための媒介をなす評価基準が慣行的低価基準である。別言すれば、動的低価基準は正しく一つの評価基準の中に二つの評価測度を内包した妥協的評価基準であるといえるであろう。

要するに、「回収可能原価主義」は妥協的評価基準であって、敢えていえば、「原価以下主義」であるから、そのような「回収可能原価主義」に基礎づけられている低価基準もまた妥協的基準であり、その本質が「原価以下主義」であることは明らかであろう。「回収可能原価主義」は、純粹の原価主義でもなければ時価主義でもなく、評価の一般原則である原価主義を前提としてその原価の範囲内で時価評価ないし慣行的低価基準を合理化すべき出現した評価基準であるから、それは正しく両者の妥協の産物である。さらに、別言すれば、慣行的低価基準自体が原価と時価の両測度をもつ妥協的測定手続であるから、そのような低価基準に評価の一般原則である原価主義の結合した「回収可能原価主義」が妥協的基準となり、しかも「原価以下主義」となるのは当然の論理であるといえるであろう。

かくして、原価主義に「有用性」ないし「回収可能性」概念、即ち、現時的な価値概念を持ち込むこと自体、原価主義の原価主義（「原価主義」、即ち名目的原価主義）からの離脱であることは明らかである。有用性に基礎づけられた原価主義は、回収可能原価主義ないし有用原価主義（実質的原価主義、即ち『原価主義』）であって、もはや本来の一般的ないし慣行的な「原価主義」ではないのである。つまり、従来の「原価主義」に於ては、投下原価の名目的な貨幣数量のみが原価主義の本質規定にあたっては考慮されていたのであり、それゆえに、原価主義は名目的原価主義として特徴づけられていたのである。即ち、従来の「原価主義」はその原価が単なる量的本質規定のなされたところに特徴があるといえる。それに対して、新しい『原価主義』の規定には、回収可能性ないし有用性概念が底流している。従って、そのことは、投下原価の価値的属性ないし経済的属性、即ち、収益産出力がその本質規定にあたって考慮されていることを意味しており、それゆえに、原価主義は「実質的原価主義」として特徴づけられているのである。すなわち、新しい『原価主義』は原価が質的ないし価値的本質規定のなされたところに特徴があるといえるのである。

要するに、低価基準（即ち、動的低価基準）の本質とされている原価主義とは回収可能原価主義であって、その本質は原価以下主義である。したがって、それは伝統的な意味の厳密な「原価主義」ではなく、原価主義と時価評価との妥協的基準としての『原価主義』であるのである。

VI 低価基準の実践的容認の根拠

低価基準は、その評価基準としての性格規定のいかんを問わず、実務上、普遍的な評価基準であることは疑問のないところである。そうであれば、低価基準は、たとえそれが不合理な例外的基準として規定されようとも、なお実務上の普遍的評価基準である限り、その普遍性たるゆえんを説明すべき論拠が必要となるであろう。つまり、低価基準が会計理論的には不合理であるにせよ、なお、それが現実においては広く適用されている事実を説明すべき積極的根拠がやはり不可欠であろう。

もっとも、低価基準は会計理論上不合理であるから、それは実践上も廃止されるべきであると結論するならば、議論は自ら別である。しかし、会計理論が、その根本的方法論において、理論は実践のリアリティによってテストされ、実践は理論のロジックによってテストされるべきものであるとするならば、やはり、現実に不滅の実践性をもつ低価基準は、それを肯定すべき理論のロジックが追究されなければならないであろう。

結論的にいえば、低価基準の実践的肯定の根拠は、それが会計の基本的性格である投下資本の回収計算を経済的観点から直接的に達成するところにあるといえる。即ち、低価基準は、棚卸資産に対する投下資本の経済的回収計算のための評価基準であり、しかも、それは、経済的回収計算であるがゆえに棚卸資産の経済的属性の変化という経済的実体に即して直接的かつ経済的に回収維持計算を達成するから、低価基準は投下資本の回収計算のためのきわめて強力な測定手続であるといえるであろう。その点にこそ、低価基準が「会計の論理」を超えて自らの不滅の現実的存在を主張しうる理論的根拠が存するのである。

この点について、さらに、詳論すれば、次のようにいえるであろう。

会計の基本的課題ないし性格は、期間損益計算目的を基礎とした貨幣資本維持ないし投下資本回収計算である。それは原価回収計算であって、そのために

会計は資産及び費用評価の基礎として取得原価に立脚している。

ところで、原価回収計算は、一般に、原価が時価より低い正常な価格状態の場合には、次のように達成される。即ち、棚卸資産の費消を前提とした費用（損失）の認識ないし期間帰属の決定原則である対応原則ないし発生原則に基づいて、原価を測度とする原価配分原則によって費用（損失）が期間的に認識限定されることによって、回収計算は達成される。即ち、原価<時価の価格状態の下では、原価回収計算は、動的会計観→期間損益計算→「原価主義」（純原価主義）→「対応原則」（因果律的対応）・「発生原則」（消費発生原則）→「原価配分原則」（原価的原価配分原則）によって達成される。

この場合、回収計算と計算原則との関係について留意すべきことは、次のことである。つまり、販売即ち費消をまって費用を認識限定する「発生原則」は、あくまでも一般ないし原則的な正常な価格状態である原価>時価を前提としているということである。すなわち、その場合の回収計算原則は、投下原価の回収が確実になされることが保証されていることを前提として費用限定の正確性および回収計算の確実性を期す損益計算理論に立脚した計算原則である。従って、それは原則的に理解される会計的な計算原則である。

しかし、異常な価格状態である原価>時価の場合には、原価の回収計算自体が危機に瀕している。従って、回収計算は、貨幣資本維持が会計の根本的課題である限り、その達成は損益計算の正確性以前の問題である。それゆえ、異常な価格状態に於てもなお会計の根本的課題を果すためには、正常な価格状態を前提として成立した会計理論を超えた測定方法が不可欠となるのである。それが低価基準であって、その点にこそ低価基準の存在意義があるのである。そこでは、原価の回収を例外的状態に於て達成するために時価を測度として原価配分がなされることになる。すなわち、原価>時価の状態の下では、回収計算は、動的会計観→期間損益計算→『原価主義』（回収可能原価主義）→『対応原則』（価値的対応原則）・『発生原則』（原因発生原則）→『原価配分原則』（時価的原価配分）によって、つまり、低価基準によって、達成されることになるのである。

つまり、会計が自らの会計責任を達成するために貨幣資本維持を課題とし、その課題を達成すべく貨幣資本利益の期間的確定計算を目的とすることは、一

般に認識されているところである。その場合、貨幣資本利益の確定計算は投下資本の回収余剰分が利益として測定される⁽⁵⁾。従って、このような会計の基本的性格から、資産および費用評価の基礎として原価主義が抽出され、原価主義を基礎として発生原則を媒介とする原価配分原則に立脚した費用の期間的限定によって投下資本が回収される結果、貨幣資本維持が達成されることになるのである。

このような会計構造の中で、留意すべきことは、会計の基本的性格に根ざした原価主義のもつ意味が二義的であることである。一つは、費用化の上限額ないし配分の基礎価額が取得価額であること、およびその期間的配分の測度もまた取得原価であるという原価主義である。もう一つは、配分の基礎価額が取得原価であることのみを特質とする原価主義である。前者は「原価主義」（純原価主義）であり、後者は『原価主義』（回収可能原価主義）である。会計をして原価主義会計として特徴づける場合、いわゆる伝統的な原価主義とは正しく「原価主義」であって、そこでは費用ないし損失は「発生原則」（消費発生原則）による認識を前提として「原価配分原則」（原価的配分原則）が適用され、その結果として、投下資本または投下原価の回収が達成される。これに対して、『原価主義』会計では、費用ないし損失は『発生原則』（原因発生原則）による認識を通して『原価配分』（時価的配分）が適用される結果として、投下資本ないし投下原価の回収がなされる。

二つの原価主義は、配分ないし評価の基礎価額が共に取得原価（原始原価ないし取引価額）であるという点では共通している。従って、両者は、棚卸資産の取得時に於ては正しく一致する。つまり、「原価主義」は『原価主義』であり、また『原価主義』は「原価主義」である。なぜなら、取得時に於ては、両原価主義は配分の基礎価額は取得原価であり、かつ、配分の測度もまた取得原価であるからである。言い換えると、取得時においては、棚卸資産に対して取得原価が全部的に配分されるからである。このような場合には、原価主義の本質規定に関して無論問題は生じない。従って、低価基準と原価主義の俊別についても問題は生じない。つまり、「原価主義」と『原価主義』は、同一であっ

(5) 武田隆二『最新財務諸表論』（中央経済社、1985年）9頁。

て、配分基礎価額も配分測度も共に取得原価であるために、時価を測度とする低価基準とは明らかに本質を異にすると理解されるからである。

しかし、取得時に於て、「原価主義」と『原価主義』が一致するために、実は、取得以後の期間においても、両原価主義は本質的にも同一であると誤解される危険を秘めているのである。そこでは、取得価額が基礎となって配分が行われるために、配分の基礎価額（取得原価）が強調される傾向にある。従って、配分対象が取得価額でありさえすれば、それは原価主義であると無意識的に誤解される可能性が潜在している。低価基準を原価主義と同質視する見解が生ずるのは、正にこのためであろう。

従って、低価基準の本質の理解にとって重要なことは、両原価主義の相違点であって、それは、棚卸資産の取得以後における時価の変動によって価格状態が原価 $>$ 時価となった場合である。この場合、「原価主義」においては、棚卸資産の取得時にもつ経済的有用性の貨幣的表現額である原価は、客観価値の変動（即ち時価下落）から絶縁されて不変であるという絶対的仮定に立脚している。これに対して、『原価主義』の下では、客観価値の変動に応じて、棚卸資産取得時の原価の有用性は修正ないし調整される。その修正のために測度として時価がとられる。従って、有用性ないし客観価値の変動は取得原価に反映させるべきか否かの相違が生ずる。このような相違のゆえに、「原価主義」では原価のみが配分測度とされ、他方、『原価主義』では時価も配分測度として使用されることになるのである。

それゆえ、「原価主義」の下では、配分測度として時価が適用されることになれば、それは例外的基準となり、他方、『原価主義』の下では、配分測度として時価が適用されても、それは当然の合理的基準とされるのである。すなわち、会計の基本的性格である投下資本の回収計算に等しく立脚しても、低価基準は、「原価主義」会計においては例外基準となり、他方、『原価主義』会計においては原則的基準として規定されることになるのである。

それゆえ、実務上不滅の評価基準ともいうべき低価基準を理論的に肯定すべき根拠は、それが例外的または原則的な基準として規定されようとも、本質的には、投下資本の回収計算という会計の基本的性格にあるといえるであろう。その場合、低価基準が投下資本の回収計算に等しく立脚していても、当該低価

基準が評価の一般原則である「原価主義」会計の下では例外基準として規定されるのは、「原価主義」が正常ないし原則的な価格状態（原価<時価）を前提としているからである。なぜなら、正常な価格状態に於ては、「原価主義」によれば、投下資本の回収に基づく貨幣資本維持という基本的課題が正常ないし原則的に達成されるからである。従って、例外的な価格状態（原価>時価）に於てもなお「原価主義」を前提として基本的課題を達成するには、そのための測定手続である低価基準は例外基準として規定せざるをえないのである。

ここで、重要なことは、次の点である。すなわち、低価基準が例外基準であるゆえんをもって、その適用が任意的なものであるとされてはならないということである。もし低価基準の適用が任意的であるとされるならば、それは、正常な価格状態を前提として構築されている会計理論の観点から導き出されてくる単なるロジックの形式的・一貫性の結果にしかすぎないのである。なぜなら、価格状態が異常であることは、とりもなおさず、原則的な会計理論が会計の基本的課題（すなわち貨幣資本維持）に抵触することを意味するから、現実の企業にとって、当該課題を達成するためには、投下資本の回収計算の測定手続である低価基準の適用は不可欠だからである。つまり、投下資本の回収計算の評価基礎としての原価主義が正常な価格状態を前提としているために、異常な価格状態に係わる低価基準が例外基準として規定されようとも、投下資本の回収計算が会計における至上課題である限り、低価基準の適用は、当該基準の性格（原則的か例外的か）のいかんを問わず、必然的なものであるということである。

従って、低価基準適用の実践的必然性と低価基準の本質の理論的妥当性とは別であることが理解できるであろう。つまり、会計の基本的課題である投下資本の回収計算に基づく貨幣資本維持を達成するためには低価基準の適用は必然的である。しかし、当該回収計算に関する会計理論が正常な価格状態（原価<時価）を前提としてのみ理論的妥当性をもつにすぎない「原価主義」を前提としているために、異常な価格状態に係わる低価基準は例外基準として規定されている。従って、低価基準は期間損益計算に関する会計理論の観点からは理論的妥当性をもたないのである。

このように、低価基準は、その適用に関しては必然性をもつにしても、その

本質については理論的妥当性をもちえないものであると理解された。それでは、低価基準の本質は何であるか。

低価基準は会計の分野で取り扱われてきたために、従来それが会計的基準であると規定されてきたことに対しては、何ら疑問がもたれないようである。しかし、根本的に問題とすべきことは、低価基準は果して本質的に純粹の会計的評価基準であるといえるか否かということであろう。

これまでの吟味から、結論的にいいうることは、次の点である。即ち、低価基準は、会計の基本的課題である貨幣資本維持ないしその基本的性格である投下資本回収計算を達成するための会計的回収計算に適合する会計的評価基準ではなくて、経済的回収計算に適合する経済的評価基準であるということである。少くとも、低価基準は純粹の会計的評価基準であるとはいえないであろう。なぜなら、低価基準は、棚卸資産の経済的属性である経済的有用性の下向的变化を、費用の認識限定に関する会計的記帳能力の要件を満足することなく、損失として直接的に把握するからである。

従って、会計の基本的性格である投下資本回収計算の観点から、たとえ低価基準が有用性概念を基礎とした動的低価基準として規定されようとも、会計理論的には、依然として、低価基準は、不合理で例外的な評価基準ないし配分方法として規定されざるをえないであろう。そして、その場合における不合理または例外的手続ということの実体は、低価基準が会計的評価基準ではなくて経済的評価基準であるということである。

それゆえ、時価の下落は客観的な証拠であって損失は明らかに発生しているといわれる場合、そこでいわれる「客観性」は経済的客観性ではあっても会計的客観性ではなく、又、「証拠」も経済的証拠ではあっても会計的証拠ではない。従って、損失は経済的損失ではあっても会計的損失ではないと理解されるのである。

このように、低価基準は、それが投下資本の回収計算を行うための不可欠の測定手続であるとしても、理論的妥当性をもちえず、少くとも純粹の会計的評価基準ではないと理解される。それにも拘らず、低価基準は、何故に会計に於て適用されているのであろうか。そのことが理論的に説明されるべきであろう。つまり、貨幣資本維持という課題を達成するために、会計的計算原則に関

する理論的妥当性をもつ「原価主義」と理論的妥当性をもたない低価基準があり、前者の適用が会計的に容認されることは妥当であるとしても、後者の適用が容認される根拠は何かということである。即ち、経済的回収計算である低価基準が会計に於て認められるのはいかなる根拠からであるか、ということである。それは、やはり、「保守主義の原則」に求めるしかないであろう。

低価基準と保守主義原則との関係は、一般に、次のように理解されている。すなわち、保守主義原則によれば、予想の利益（未実現利益）は排除され予想の損失（未実現損失、正確には未「発生」損失）は計上される。同様に、低価基準によれば、未実現利益は排除され、未実現損失は計上される。従って、低価基準は保守主義原則の精神に合致する、と理解されている。

しかし、この場合、根本的に、重要なことは、保守主義原則の基本的性格を明らかにすることである。保守主義原則は、理論と実務の媒介をなす原則であり、その意味では、それは“妥協の原則”であることが理解されるべきである。⁽⁶⁾ そのことによって、はじめて、保守主義原則は、理論的に合理性のない低価基準が実務上容認される根拠となりうるのである。

すなわち、保守主義原則は、「会計そのものの限界に関する認識と経験との所産であって、会計の理論を実務に媒介する作用をなすものが保守主義の公理である。」から、保守的の原則は、会計的には、予想損失の販売前計上であって、いわば「予想の原則」である。この場合、会計の実務とは予想損失の計上のことであり、予想損失は会計の理論以前の経済事象であって、経済的効用の喪失である。それゆえ、保守主義原則が会計の理論と実務の媒介作用をするということは、とりもなおさず、保守主義原則が経済的事象を会計的事象に媒介することであり、それは、所詮、経済的回収計算と会計的回収計算との妥協である。従って、保守主義原則が妥協の原則である限り、それに依拠する低価基準も、純会計手続というより両計算を媒介する妥協の計算手続である。

もし保守主義原則を妥協原則としてではなくて、“予想損失の計上・予想利益の排除”を意味するものとして、単に技術的に理解すれば、保守主義原則は決して低価基準の根拠とはなりえないであろう。なぜなら、そのような保守主義原則観は、ただ単に、低価基準のもつ不合理性に対する問題を自らに転化

(6) 平敷慶武「低価基準と保守主義原則」(『経済研究』第31巻第2号, 153~173頁)。

し、当該問題を、保守主義原則が「企業会計原則」における「一般原則」であるゆえんをもって形式論理的に正当化しようとしたものにすぎないからである。なぜなら、保守主義原則を予想損失の計上・予想利益の非計上として技術的に理解すれば、同様に未実現利益を排除して未実現損失を計上する低価基準について、保守主義原則と低価基準とは、等しく未実現損失を計上するにも拘らず、何故に低価基準は不合理(即ち例外的)であって保守主義原則が不合理ではない(即ち原則的である)のかという疑問が依然として払拭しえないからである。

要するに、理論的に不合理であるはずの低価基準の実践的な不滅性を説明する論拠は、保守主義原則である。ただ、その場合の保守主義原則は、会計に関する理論と実務の媒介をなす妥協の会計原則として本質的に理解されるべきである。保守主義原則は、単に「一般原則」であるがゆえに、低価基準の根拠とされるのではなく、従って、保守主義原則は単に技術的意味に解すべきではないのである。そのような本質的理解によって、はじめて、保守主義原則は、低価基準の実践的容認の論拠となりうるのである。

さらに、低価基準の容認の根拠を保守主義原則に求める場合、動的会計観を前提とする限り、低価基準は動的低価基準として理解されるべきであるが、さらに、その依拠する保守主義もまた当然に「動的保守主義」として理解されるべきである。すなわち、現代の会計の課題は期間損益計算を中心として発生原則に基づく原価配分思考によって費用を期間的に限定回収することである。したがって、この観点から低価基準は動的に規定されなければならない。原価配分原則の上位原則である発生原則が「発生原則」(即ち、原価的・原価配分原則)であるために、発生原則に依拠する原価配分原則もまた「原価配分原則」となる。従って、低価基準は原価配分原則との関係で規定されるべきである。ただ、低価基準は、それが『原価配分原則』(時価的・原価配分原則)であるために、例外的原価配分法または再配分法の特質をもつものとして規定されるにすぎないのである。つまり、低価基準は動的に規定されなければならない。それゆえ、期間損益計算の観点からは、そのような低価基準を容認する根拠が保守主義原則であるから、当該保守主義原則もまた動的保守主義原則として理解されなければならないのである。

要するに、低価基準は、動的保守主義を根拠とした動的低価基準として容認される。

それゆえ、保守主義原則は低価基準に底流しているから、動的低価基準観は、保守主義原則からの脱却ではなく、実は、保守主義原則を、棚卸資産評価との関連で動的会計観の観点から、理論化せんとしたものである。つまり、動的低価基準は、静的保守主義原則からは確かに脱却したのであるが、期間損益計算を行うための理論と実務の妥協の原理としての動的保守主義原則からは依然として脱却しえないのである。

なお、動的低価基準観と保守主義原則との関係について、留意すべきことは、次のような批判である。すなわち、動的低価基準において、時価が有用性の測度であるならば、時価は、原価が時価より高い場合のみならず、原価が時価より低い場合においても用いられるべきである。それにも拘らず、前者の場合のみに時価の適用が限定されるのは、時価が統一的かつ両面的に適用されないから、評価処理の一貫性を欠くものであり、従って、動的低価基準も依然として保守主義原則に依拠するものである、と批判される。

しかし、このような批判は妥当ではないというべきである。まず、処理の非一貫性については、次のように吟味される。即ち、動的低価基準観において、有用性の測度として時価が適用されるのは、会計の根本的性格である投下資本の回収計算を基礎として取得原価の枠内でなされることを前提としている。従って、期間損益計算の根本構造からして、本質的に、時価は、原価が時価より低い状態では考慮されえず、専ら原価が時価より高い場合にのみ限定的に適用されることになるのである。つまり、動的低価基準観は、それが回収可能原価主義、すなわち、低価基準が原価以下主義として規定される限り、原価が時価より低い状態においては、時価は測度として機能しえないのである。このことは、低価基準が静的低価基準としてではなく、動的低価基準として規定される限り、当然であるというべきである。

すなわち、原価が時価より低い状態で時価が測度としては否定されるということは、未実現利益の計上が否定されるということであり、未実現利益の排除は期間損益計算の根本的性格に由来するものである。従って、低価基準に関する評価の非一貫性は批判の対象となりうるものではなく、問題となるのは、専ら未実現損失（未「発生」損失）が計上されること自体にあるのである。つまり、動的原価基準を前提とする限り、会計処理の非一貫性のゆえに低価基準が

批判されると理解することは妥当ではなく、むしろ未実現損失（未「発生」損失）が計上されること自体が、批判されるべきである。

しかし、未実現（未「発生」）損失の計上については、我々の理解する計算原則観からは正当化されえず、低価基準は保守主義原則に依拠せざるを得なかったのである。つまり、この点については、依然として、動的低価基準は、保守主義原則に依拠しているために、それは静的低価基準観と変りがない。そのことは、動的低価基準が会計理論として純化されていないものとして、やはり批判に値するというべきであろう。

ただ、動的低価基準の依拠する保守主義原則は、静的低価基準の依拠する「静的保守主義原則」ではない。もし低価基準の依拠する保守主義原則が静的保守主義原則であるとすれば、未実現利益排除は正当化されえず、したがって、低価基準における評価の非一貫性に関する批判は妥当であるというべきであろう。従って、動的低価基準を支える保守主義原則は、動的会計観を前提として期間損益計算に関する理論と実務を媒介する原理としての動的保守主義原則として理解すべきなのである。

別言すれば、棚卸資産の属性には、経済的属性と会計的属性があった。即ち、前者は経済的有用性（プロフィット・ポテンシャル）であり、後者は費用性である。プロフィット・ポテンシャルの貨幣的表現が原価であるから、棚卸資産の会計的本質は正しく原価である。従って、原価は、棚卸資産の販売前においては、二つの意味をもつ。即ち、原価は、一方では、会計的属性の量的表現（即ち棚卸資産費用）である棚卸資産費用の上限額を、他方では、経済的属性の会計的表現である期待収益額の下限を、意味している。そのことは、現代の会計が収益の認識限定には実現原則が、また資産および費用の評価には原価主義がとられるゆえんであることを意味している。すなわち、収益の認識および資産の評価に際して、各々実現主義と原価主義が作用する限り、時価は、原価>時価の場合に限って機能し、原価<時価の場合には機能しえないのであるが、それは正しく会計の基本的構造に由来しているのである。

要するに、伝統的な静的低価基準に対する場合と同様に、動的低価基準に対して時価適用が非一貫的であるという批判を行うことは、動的低価基準が期間損益計算の観点から投下資本の回収計算として動的保守主義原則に依拠する限

り、妥当しないのである。

VII 動的低価基準と静的低価基準

—米国型低価基準と日本型低価基準—

低価基準という場合、典型的には、二つの低価基準観がみられる。すなわち、会計研究公報第43号等を中心にみられる動的低価基準観、いわゆる「米国型低価基準」と、我国「企業会計原則」を中心にみられる静的低価基準観、いわゆる「日本型低価基準」である。両者の相違点は、次の点にあるといえるであろう。

(1) 「有用性」概念の有無

米国型低価基準は、有用性概念を基礎にして理論化されている。それに対して、日本型低価基準は、有用性概念とは無関係である。その理由は、米国型低価基準は動的低価基準であって、有用原価主義ないし回収可能原価主義として規定されているからであり、他方、日本型低価基準は静的低価基準であって、静的会計観ないし静的保守主義原則に立脚しているために、有用性、即ち、プロフィット・ポテンシャル概念とは無関係だからである。

(2) 評価損の発生原因の区別の有無

時価下落との関連で計上される損失に関して、米国型低価基準に於ては、損失の発生原因の区別はなされず全て同質的に扱われるが、日本型低価基準に於ては損失の発生原因は区別される。その理由は、米国型低価基準は有用性概念を基礎にして理論化されているために有用性の喪失という点では諸原因はすべて同質になるからであり、他方、日本型低価基準は有用性概念とは無縁であって、恒久的ないし確実な損失（物的経済的欠陥）は低価基準の対象とはならず、不確実な損失のみが保守主義原則から低価基準の対象となるにすぎないからである。

(3) 原価主義との関係

米国型低価基準は原価主義そのもの（即ち、『原価主義』）であり、日本型低価基準は原価主義（即ち、「原価主義」）の例外ないしそれとは異質である。その理由は、米国型低価基準は有用原価主義ないし回収可能原価主義であるからであり、他方、日本型低価基準は静的保守主義原則に依拠しているために期間

損益計算原理に立脚した原価主義とは本質的に異なるからである。

(4) 費用ないし損失の認識原則観の相違

米国型低価基準は原因発生原則（『発生原則』）ないし『対応原則』（価値的対応）に立脚しているのに対して、日本型低価基準は発生原則とは無関係である、と理解される。その理由は、米国型低価基準に於ては有用性喪失原因はすべて同質視され時価下落の“発生”は即ち損失の『発生』としてまたは『対応原則』によって認識されているからであり、他方、日本型低価基準は静的保守主義原則に依拠し原価主義の例外とされているために損益計算原則とは無縁だからである。

(5) 適用に関する強制の有無

米国型低価基準は強制されるのに対し、日本型低価基準は任意的ないし選択的である。その理由は、米国型低価基準は『原価主義』であって有用性の喪失原因が損失をもたらす確実性とは無関係に、時価の下落は即損失として認識されるべきであると規定されているからであり、他方、日本型低価基準は例外的であるとされているからである。

(6) 価格変動の程度との関係

米国型低価基準に於ては価格変動の程度は本質的には問題にならない。これに対して、日本型低価基準に於ては、価格変動の程度が問題になる。その理由は、米国型低価基準に於ては、原因『発生原則』または『対応原則』によって損失が原則的に計上される。したがって、価格の下落自体が損失の『発生』となるために、価格下落の程度や回復の有無は理論的には問題にならないからである。他方、日本型低価基準は、発生原則や対応原則とは無関係であって静的保守主義原則に依拠しているから、価格下落の程度（著しいか軽微か）及び回復の有無が問題となるのである。

従って、また、米国型低価基準に於ては、価格下落の程度の区別は本質的なものではなく、それは重要性原則に起因する低価基準を適用する際の制約条件的なものにすぎない。他方、日本型低価基準の規定（貸借対照表原則五ノA）に於ては、価格下落の程度と回復の有無は本質的なものである。下落の程度及び回復の有無によって損失の確実性如何が明確となり、そのことによって低価基準の測定対象となるか否かが確定可能になるからである。

(7) 強制低価法は低価基準か否かに関する見解の相違

米国型低価基準に於ては、我国のいわゆる「強制低価法」は低価基準となるが、日本型低価基準に於ては、必ずしも低価基準となるものではない。その理由は、米国型低価基準は動的低価基準であって、有用性喪失原因はすべて同質視され『発生原則』ないし『対応原則』に立脚しているからである。他方、日本型低価基準は保守主義原則に立脚した静的低価基準だからである。すなわち、理論的には、価格下落が顕著で回復見込が不明ないし不確実の場合にのみ低価基準の存在意義があるのであり、したがって、たとえ時価下落が著しくても、回復見込のない場合には、当該下落は正当に損失として計上されるべきであるから保守主義原則は作用しない。したがって、低価基準の存在根拠は存在しえないからである。

このように、等しく低価基準という同一の呼称が用いられていても、低価基準の本質観が対照的に異なることが理解できるであろう。

従って、「低価基準は合理的であるまたは原価主義である」と主張される場合、低価基準は正しく原価主義であり又原価主義でもないのである。もちろん、低価基準は合理的でもあればまた合理的でもないのである。すなわち、その場合の低価基準が米国型低価基準の意味であることを前提とすれば、低価基準は合理的であり、従って、原価主義であることになる。他方、その場合の低価基準が日本型低価基準の意味であることを前提とすれば、低価基準は正しく合理的ではなくまた原価主義でもないことは、論ずるまでもないであろう。

また、低価基準が米国型低価基準の意味であることを前提とする場合に於ても、さらに吟味すれば、低価基準は一面に於ては合理的でありかつ原価主義（「原価主義」）に属しているのに対して、他面に於ては低価基準は合理性をもたずかつ原価主義（「原価主義」）でもないのである。米国型低価基準、すなわち、動的低価基準観に於ては、「損傷等」と単なる「時価下落」とは等しく有用性の喪失として同質視されて低価基準の対象とされている。したがって、前者の「損傷等」（物的経済的欠陥）に着目する限り、それに起因する損失は計算原則によって認識される正当なる損失であるから、当該低価基準は正しく合理的であり、従って、正しく原価主義（「原価主義」）であることになるのである。他方、後者の「単なる時価下落」の場合には、会計的認識要件を満足しな

いために、それに起因する損失は保守主義原則に依拠せざるをえないから、当該低価基準は合理性をもたず、従って、正しく原価主義ではないのである。要するに、動的低価基準は、原価主義（「原価主義」）でもあり、また原価主義でもないのであって、それは、所詮、原価主義（『原価主義』）なのである。

かくして、米国における動的低価基準観の下では、「損傷等」も「時価下落」も同質視され、等しく低価基準として規定されるのが一般である。そして、そのことは、低価基準の歴史的生成過程を省みるとき、確かに理解できることではある。

しかし、会計理論が発展し、損益計算原則が精緻化されてきた今日、「損傷等」と「時価下落」とは、理論的には、異質であると理解することが妥当であろう。すなわち、「損傷等」は、費用の認識原則によって原則的かつ合理的に認識され、しかも各計算原則と矛盾するものではなく、また、会計的記帳能力の要件を満足する。したがって、「損傷等」は保守主義原則とは無関係である。それゆえ、本質的には、損傷等は原価主義（「原価主義」）によって測定されるべきものであるが、ただ当該事象が特異であるために代替的に時価がとられるにすぎないのである。これに対して、「単なる時価下落」の場合は、費用の認識原則と矛盾し、従って、保守主義原則に依拠せざるをえない。

それゆえ、「単なる時価下落」の場合は、本質的に時価が測度たるべきものである。つまり、理論的には、損傷等と時価下落とは会計的記帳能力に関して本質的に異なるものであり、従って、その測度も理論的には本質的に異なるべきものである。しかし、実践的には、両者はともに時価を測度とするために等しく低価基準として同一視されざるをえないことになるのである。それは、正しく、実践重視のプラグマティズムに立脚した米国型低価基準観の特徴であるといえるであろう。

なお、また、我国商法の評価規定・「287条ノ2」の解釈をめぐって、我国のオーソリティの間に、原価主義説・非原価主義説・低価基準説等という種々の見解の相違がみられる。おそらく、当該規定に於ては、「損傷等」と「単なる時価下落」とが区別されず、従って、低価基準観に関して、静的か動的かの根本的相違こそあれ、当該規定が米国型低価基準観と同一の特質をもつと理解されるために、当該規定の解釈をめぐって種々の見解の相違が生じてくるのであろう。そのことは米国型低価基準の場合と同様であって、けだし当然であるとい

うべきであろう。

VIII 低価基準と期間計算

低価基準の合理性が損益の「期間計算」の観点から主張される見解もある。その論旨は、次のごとくである。即ち、損益計算は期間計算であるからその期間的俊別のために当期間の価格下落事象は当期に損失として会計的に認識計上されるべきであり、従って、当該事象の測定基準である低価基準は合理的で独立した基準である、とされるのである。⁽⁷⁾

損益計算が期間計算である以上、損益の合理的かつ適正な期間的俊別計算が行なわれなければならないことは、いくら強調しても強調し過ぎることない。そのことに対しては、異論があろうはずがない。問題は、期間損益計算を行う場合のその“合理性”ないし“適正性”及び期間的俊別の妥当性をいかに理解するかということである。

まず、期間損益計算の合理性ないし適正性如何については、次の点が問題となるであろう。即ち、時価下落は、一般に容認された費用ないし損失の認識原則によって適正に認識されるか、あるいは会計的記帳能力の要件を充足するか否かがそれである。この問題は、すでに、考察したところである。即ち、時価下落は会計的記帳能力の要件を充足せず、また、それは時価下落損失を「発生原則」の観点から認識することは妥当ではなく、少なくとも、価格下落を損失として認識することの合理性如何は発生原則観の如何にかかっているということであった。

従って、低価基準の合理性如何に関して、ここで考察すべきことは、期間的俊別計算と低価基準との関係である。当期間に価格下落事象がみられる場合に於て、それを期間的俊別計算のゆえに低価基準の適用によって当期に損失として認識計上するならば、それは、諸経済活動が期間的独立性を前提としていることを意味するものである、と理解される。低価基準の適用により期間的に棚卸資産価額が切り下げられることによって、次期間の棚卸資産価額はその期間の棚卸資産の取引活動とは無関係に期間的に独立の出発価額が与えられること

(7) 飯野利夫「低価主義と期間損益計算」(『一橋論叢』52巻4号, 43・55頁)。

になる。

しかし、棚卸資産に関する経済活動（即ち、仕入及び販売活動）が期間的に独立するということは、実際上は、正常な営業過程に於ては存在しえないことである。企業が継続事業である限り、仕入及び販売という企業の経済活動は継続的かつ補完的だからである。そのような企業の経済活動を財務報告目的上各期間に分断することは正しく会計上の問題である。分断の結果、会計期間末が棚卸資産の取得時点とそれの実際の販売時点との間に起ることが事実上あるとしても、そのことによって当該経済活動の流れが変更されたり中断されたりすることはないのであろう。従って、もし価格下落が棚卸資産の取得時点とその販売前の会計期間末との間に発生した場合に、過去の企業活動がすべからず将来の販売が行われるために必要とされる棚卸資産を確保すること、すなわち、全く正常な手続が行われている時に、価格下落をプロフィット・ポテンシャルの喪失として時価下落の発生期間に負担させることは不合理であることになるであろう。時価下落を期間的俊別計算のゆえにその発生期間に計上することは、会計期間という形式のゆえに企業の実体である販売活動という経済活動が会計的に絶縁されることになるからである。すなわち、棚卸資産の経営的属性は“販売性”にあって、それは仕入・販売という連続的で補完的な各期間にわたる企業活動として機能するものであり、当該活動の結果として損失が実際に確定する。従って、当期に発生した価格下落をこのような連続的な企業活動から絶縁し、かくて会計目的上設定された期間計算のゆえに当期に損失として計上することは、会計が企業の経済経営的活動の事実を反映すべきものであるとする限り、当該計上は会計の本来の職能に反するがゆえに不合理であるというべきであろう。

確かに、会計に於ては、会計期間を設定して損益の期間的俊別計算が重視されるべきであることは繰返すまでもない。しかし、その場合に、いわゆる会計期間は、それがいかに重視されようとも、企業の実体である経済活動に優るほどに絶対的なものであるといえるかどうかは、やはり疑問とすべきであろう。もし各会計期間の独立性を絶対視すれば、それは明らかに皮肉にも全体損益計算的性格を意味することになる。従って、期間損益計算の観点から損益の期間的俊別計算を行っているようでありながら、その実質は全体的損益計算を行っ

ていることになるであろう。すなわち、期間損益計算に於て、損益の期間的俊別計算を行うことと期間の絶対的独立性とは別であると理解すべきである。つまり、企業活動が連続的である限り、会計期間は実質的には相対的なものである。

棚卸資産の属性は販売性にある。それは、損益計算の形態の如何を問わずに存在する棚卸資産の不変の経営機能的属性である。従って、棚卸資産の販売の完了をまっではじめて損益を認識計上することが全体損益計算（いわゆる口別損益計算）に於ても行われてきたことは事実である。しかし、そのことのゆえに、時価下落事象をその発生期間に認識せずにその販売活動の終了をまっではじめて認識計上することが全体損益計算的であると理解するならば、それは速断であって合理的ではないというべきであろう。なぜなら、販売性が棚卸資産の不変の属性である限り、販売に基づいて損益を認識することは、経済活動（即ち、取引）の事実を計算原則を通して数値化することが会計の根本的職能である限り、期間損益計算に於ても又妥当するからである。要するに、棚卸資産の経営機能的属性は販売性にあつて、それは損益計算の形態ないし会計目的観のいかんとは無関係の不変の属性であるから、それは期間損益計算に於ても尊重されるべきであつて、期間損益計算上も決定的意味をもつのである。すなわち、販売をまっではじめて損益が原則的に認識されるべきであるということは、不変の妥当性をもつのである。

従って、期間的俊別計算が重視される場合に於ても、次のことが重要なのである。即ち、価格下落事象が単純に当期に生じたか否かが重要であるのではなくて、当該事象が費用ないし損失の期間的限定原則である発生原則ないし対応原則によって正当に認識限定されるか否か、従って、また、会計的な勘定認識能力の要件を満足するか否かが決定的に重要なのである。しかしながら、発生原則観には見解の相違があるばかりでなく、少くとも、一般的な発生原則観である消費発生原則観からは、価格下落は会計的事象としては原則的ないし正当には認識されえないのである。しかも、会計は経済活動すなわち取引を反映すべきであるから、販売という取引を前提とした発生原則、すなわち消費発生原則観が妥当であると理解されるべきことも又当然であるといえるであろう。それゆえ、期間的俊別計算の観点から低価基準を理論化せんとすることは、その方向性ないし志向性に於ては理解できるとしても、理論的には依然としてな

お説得力を欠くものであるというべきであろう。

もっとも、期間的俊別計算の観点から、販売に先立って損失を計上する低価基準の合理性を理論化する道が皆無であるというわけではない。それは、時価下落が発生したならば、当該発生期間に於て当該下落時価に基づく販売政策が具体的に経営者によって意思決定がなされた場合である。その場合には、時価下落は正しくその発生期間の損失として計上することが妥当視されうるであろう。なぜなら、その場合の時価下落はもはや単なる時価下落ではなくて企業活動（即ち販売）を拘束する経営者の意思決定の反映された時価下落であるから、それは経済経営的に確実な事象、すなわち会計事象となるからである。言い換えると、当該時価下落はもはや回収可能性が喪失されて正しく回収不能性が確定したことを意味するのである。すなわち、会計的勘定認識の要件である「恒久性」ないし「確実性」を満足することが認識されるからである。しかも、収益に関する認識の場合に於てすら、その販売価額ないし市場性の確実性のゆえに実際の販売に先き立って収益を認識計上することが妥当視されると理解されるのが一般である。したがって、費用ないし損失の場合に於ても、時価の下落による販売政策の確定によって損失に関する発生的事实及び価額が確実となったならば、それは損失として認識されるべきことが合理的であり、また、収益・費用の認識に関する一貫した処理であるというべきであろう。それゆえ、その場合の販売活動は、単なる形式的手続にすぎないものであって、もはや費用ないし損失の認識計上にあたっての実質的意味をもちうるものではない。経営者の意思決定という経営活動こそが費用認識原則としての発生原則の実質を成すものであると理解されるのである。

現在における損益計算の形態が期間計算であることは論ずるまでもない。その場合、適正な期間損益計算のためには、これまでの考察に於ては、費用ないし損失は会計的記帳能力を充足し取引の生起（即ち販売）に基づいて認識されるべきであることが確認された。従って、時価下落は、単なる下落という事象自体だけでは、会計上は原則的ないし正当には認識されえない。これに対して、適正な期間損益計算のためには、期末時点までに生じた損益の算定に係る一切の事項を当然に算入すべきであるという見解がある。従って、この場合には、時価下落は会計上原則的ないし正当に認識されることになる。後者の

見解によれば、前者は口別損益計算思考であるとされる。

従って、現代会計に於ては期間計算が前提とされているにも拘らず、もし取引の生起に基づいて損益を認識することは口別損益計算思考であると規定されるならば、時価下落を取引の生起前に損失として例外的に計上する低価基準観は、期間損益計算と口別損益計算との妥協ということになるであろう。

IX 低価基準観と利益計算目的観

低価基準の合理性ないし独立的基準性の如何を利益概念ないし利益計算目的観の相違の観点から理論化しようとする見解もみられる。すなわち、業績利益計算目的の観点からは、評価の原則的基準は原価主義であるから、低価基準は合理性がなく、例外的基準であり、他方、処分可能利益計算目的の観点からは、⁽⁸⁾低価基準は独立した合理的基準である、とされる。前者の立場に立つのが山下・番場教授の見解であり、後者の立場に立つのが飯野教授の見解である。⁽⁹⁾

このことに関して、武田教授は、次のように述べられている。すなわち、前者の見解については、「山下博士は期間損益計算は業績計算にあるという立場に立って、原価主義評価が基本的な評価原則であり、低価基準はその例外原則をなすものであるという見解をとり」、また、「番場博士も『合理的な期間損益を算定するには、純粹の原価主義を貫くべきであり、低価主義はこの合理性を阻害するものと解すべきである。損益計算の理論からすれば、純粹の原価主義の方がすぐれているのである。』」⁽¹⁰⁾と述べられ、「このことから、業績計算と原価主義との結びつきが強調せられているのであって、かかる立場に立つかぎり低価

(8) 利益計算目的観の相違に基づく低価基準観の相違というアプローチは、武田教授の見解にみられる。武田隆二「原価・低価結合計算の展開」(『企業会計』16巻10号, 128~138頁)°

(9) 前掲書, 128頁。山下勝治教授の低価基準観は、時と共に変化しており、ここに紹介した山下教授の見解は昭和37年11月に発表された「低価基準にみられる謬見」なる論文に基づく見解であることはことわるまでもないであろう。武田教授の前記論文は昭和40年10月のものであり、従って、武田教授が山下教授の見解として引用された論文も前述の昭和37年11月の論文であると推定されることもことわるまでもないであろう。

(10) 武田隆二, 前掲書, 128頁。番場嘉一郎『棚卸資産会計』(国元書房, 1962年)892頁。

基準は原価主義の例外原則として位置づけられる以外にない。」⁽¹¹⁾とされている。

後者の見解については、「分配可能利益という観点からすれば、低価主義というものは独立した基準である。」⁽¹²⁾という論述から明らかであるが、さらに、「…決算時点において棚卸資産の時価が原価以下である場合に原価での表示を続けるとすれば、評価損相違額の資産の過大表示が行なわれることになるため、資産価額の切り下げによる評価損を利益から排除することによりはじめて処分可能利益が算定されるものとなる。したがって、処分可能利益を求めるためには、常に、評価損部分を利益から除外する必要がある、それゆえに低価主義は独立の評価原則と考えられなければならないことになる。」⁽¹³⁾(傍点引用者)の論述から明らかである。

それでは、何故に、時価下落という同一の事象が対象であるにもかかわらず、低価基準は、その合理的ないし原則的評価基準の如何に関して、業績利益計算目的からは原則的には否定され、他方、処分可能利益計算目的からは原則的に肯定されるのであろうか。

それは、費用ないし損失の期間的認識限定のための会計的記帳能力に関する要件が、業績利益計算に於ては満足されないのに対して、処分可能利益計算に於ては満足されるものと仮定ないし前提されているからである。すなわち、「……決算時点における棚卸資産の価格騰貴も価値下落も度外視することが、業績利益計算の本質であろう。というのは、価値騰貴や価値下落が決算時点において測定可能であり、恒久性をもつとしても、なお経済的正当性の要件を満足するに至らないからである。……これに対し、原価主義評価の枠内で処分可能利益を算定しようとするならば、自ら事情は異なる。すなわち、決算時点において、価格変動の影響によって、棚卸資産の時価が取得価格以下に下落している事情が、客観的に明確(測定可能性と恒久性を満たしていること)であるならば、時価まで引き下げることによってはじめて処分可能利益が決定されることになる。」⁽¹⁴⁾という論述から、低価基準の合理性如何が勘定認識能力要件の

(11) 武田隆二，前掲書，128頁。

(12) 武田隆二，前掲書，129頁。

(13) 武田隆二，前掲書，132頁。

(14) 武田隆二，前掲書，132頁。

充足いかんにあることが理解できるであろう。つまり、価値下落に関して、それが業績計算において例外視されるのは「経済的正当性」の要件が満足されないからであり、他方、処分可能利益計算に於ては、「恒久性」や「経済的正当性」が満足されるならば、時価下落は考慮されるのである。すなわち、低価基準は、前者に於ては否定され、後者に於ては肯定されるのである。

ここに、「恒久性」（ないし「確実性」）および「経済的正当性」とは、ある事象を損益法に基づく期間損益計算的会計に於て費用・損失として認識し期間的に限定するための要件である。すなわち、「恒久性」ないし「確実性」は、「……後日において取消されることのない確実性」のことであり、それは記帳能力ないし勘定認識能力に係わるいわゆる「処理的記帳の要件」である。また、「経済正当性」は、「消極的経済活動が当該期間に帰属すると認められる経済的事実が具体的に存在すること」⁽¹⁵⁾である。要するに、記帳され勘定に記入されうる会計的能力は、経済活動すなわち取引の存在とその確実性である。

従って、時価下落という事象は経済活動でもなければまた「取引」でもなく、さらに、一般に、「確実性」ないし「恒久性」も保証されないのであるから、時価下落は、損益法に基づく業績利益計算に於ては、会計的記帳能力はないと理解されよう。従って、また、当該事象に係わる測定基準たる低価基準は原則的基準ではないことになるであろう。

それでは、時価下落事象は処分可能利益計算との関連ではどのように理解すべきであろうか。処分可能利益計算が本来的ないし本質的には財産計算思考に立脚するものであると理解するならば、そこでは資産の貸借対照表能力は換価価値であって、その評価には客観価値主義がとられるべきであるから⁽¹⁶⁾、時価下落はそれを考慮することも会計的に正当化されえよう。すなわち、そのような時価下落事象の測定基準たる低価基準は合理的かつ原則的基準ということになるであろう。これに対して、処分可能利益計算を損益法に基づく期間損益計算思考を前提として理解すれば、価格下落は損益法的勘定認識要件を満足しないから、当該事象の測定基準たる低価基準は合理的ではなくかつ原則的基準たり

(15) 武田隆二「損益法における実現原則」(『国民経済雑誌』109巻3号, 109頁)。

(16) 武田隆二『最新財務諸表論』(中央経済社, 1985年) 40頁。

えないことになるであろう。従って、なお低価基準を肯定するためには、期間損益計算思考（業績計算ないし損益法的計算）と処分可能利益計算思考とのギャップを補完し媒介する何らかの計算原則が不可欠となるであろう。

つまり、損益法を前提として処分可能利益計算目的上時価下落が考慮されるべきであるということは、その方向性ないし志向性としては理解できるにしても、重要なことは、時価下落は考慮すべしということとそれを損失として計上することの損益法的計算原則の観点からみた会計的妥当性とは別であるということである。すなわち、処分可能利益計算は、本来的に財産計算的思考に立脚し、従って、業績利益計算とは本質的に異なる計算原則に立脚しているという理解を前提とすれば、当該計算原則は業績利益計算における費用ないし損失の期間的な認識限定のための計算原則とは異質であってそれに依拠することはないから、価格下落を損失として計上する低価基準も正当化されることになり、従って、低価基準は合理的基準として処分可能利益の期間的俊別計算のために正当化されよう。しかし、業績利益計算を目的として基礎づけられた損益法に係わる計算原則を前提として、なお、処分可能利益の算定のための低価基準を当該計算原則の観点から合理化するためには、なお別の理論が必要となるであろう。なぜなら、処分可能利益計算が本来財産計算的会計目的に立脚していることを前提とする限り、その計算原則は業績計算目的の損益法の計算原則とは本質的に異なると考えられるからである。

従って、現代の動的会計観の下における損益法に立脚した計算原則を前提とする限り、利益の期間的俊別のための方法として低価基準を合理化することは、なお無理があるというべきであろう。従って、また、処分可能利益計算のために、価格下落事象の認識を「発生原則」によって原則的にかつ独立的に正当化しようとするということにも無理があるであろう。処分可能利益計算は財産計算思考を前提とし、他方、発生原則は損益法を前提としているからである。⁽¹⁷⁾

(17) 「原価・低価結合計算の展開」という論文の主旨は、次の点にあると理解される。すなわち、原価主義の立脚する業績利益計算目的と低価主義の立脚する処分可能利益計算目的を二者択一的なものとしてではなく、両計算目的の融合に関心の中心がおかれ、その場合のとるべき論理構成の解決策を成果分割に求めるべく、原価・低価結合計算が展開されている。結論的には、同構想の下では、低価基準は例

それゆえ、処分可能利益計算が財産計算思考であるという理解を前提とするならば、低価基準は、動的会計観の下に於て業績利益計算思考を前提にして、処分可能利益計算を可能にするための妥協の産物であると理解することができるであろう。

X 低価基準の妥協的性格

これまでの考察から、動的会計観の下では、低価基準は動的低価基準として規定される。しかし、低価基準が「妥協の産物」としての特質をもつことは否定しえないであろう。なぜなら、少くとも、動的低価基準は、純粹の原価主義ではなくて、回収可能原価主義ないし有用原価主義であって、要するに、原価以下主義ないし原価上限主義である。したがって、低価基準が時価によって限定された「原価主義」という限定的ないし妥協的基準としての特質をもつことは疑いえないからである。

それでは、「妥協」とは何か。その意味は、次のように理解することができるであろう。

なお、妥協の意味は、動的低価基準観を前提とした場合の「妥協観」と静的低価基準観を前提とした場合の『妥協観』に分けて理解することができる。

1. 動的低価基準観を前提とした場合の妥協観

① 理論と実務の妥協

まず、低価基準は、「理論と実務の妥協」であるということである。

すなわち、動的低価基準とはいえ、それが動的保守主義原則に依拠していることに変わりはない。その保守主義原則が根本的に理論と実務の媒介をなす妥協的性格をもつのであるから、それに依拠する低価基準もまた本質的に理論と実務の妥協の性格をもつことは明らかであろう。

会計学の対象となるものは、およそすべて、理論と実務の妥協といえなくもないであろう。会計学は、本来、実践的ないし応用科学であって、実務を理論

外原則として位置づけられている。

また、動態論のもとでの利益は、実在的財産余剰と計算的財産余剰の混合物であり、低価基準が狙いとしている処分可能利益は動的計算の枠にしばられた限定的意味しかもたない、とされている。

化したものであると理解されるからである。それにもかかわらず、あえて低価基準を理論と実務の妥協として特徴づける理由は、次の点にある。即ち、その他の評価基準、例えば先入先出法の場合には、それが現実で使用されているばかりでなく理論的妥当性をもつ。それに対して、低価基準の場合には、実践的には不滅であるにもかかわらず理論的妥当性をもちえない。それにも拘らず、当該低価基準を理論化するには、「実務と理論の妥協」として理解する以外に低価基準は理論化しえないからである。

② 会計的観点と経済的観点の妥協

低価基準は、会計的観点と経済的観点との妥協である。

会計の本質は、期間損益計算を通して貨幣資本維持を達成することであり、その基本的性格は投下資本の回収計算にある。その場合、会計の会計たるゆえんは、当該回収計算を会計的認識能力に関する要件の充足を前提として達成することである。

しかし、回収計算は、常に、会計的に一すなわち会計的記帳能力要件の充足を通して一達成されうるものではなく、回収計算と会計的記帳能力要件の充足如何との間には、例外的にしる、不可避的にギャップが存在する。そのため、貨幣資本維持が会計の基本的課題である限り、その達成のためには、例外的な場合に於ては、会計的記帳能力要件の充足とは無関係に直接的に回収計算を行うことが不可避的である。それが経済的回収計算であって、その慣行的な会計的表現が低価基準である。

それゆえ、低価基準は、会計における回収計算を経済的に行うのであるから、それは経済的回収計算と会計的回収計算との妥協であって、所詮、「会計的観点と経済的観点の妥協」である。

③ 取得原価主義と時価評価との妥協

低価基準は、「原価主義と時価主義の妥協」である。

低価基準の本質が回収可能原価主義であることは、すでに明らかにしたところである。この回収可能原価主義は、取得原価を評価基礎ないし配分の上限として、有用性の減少を時価を測度として測定することである。従って、この場合、たとえ時価が時価主義における時価のごとく基本的な評価基礎ではなくて、取得原価を基礎にしてその回収不可能分（ないし回収可能分）を測定する

ための単なる補完的測定手続にしかすぎないものであると理解されるにしても、回収可能原価主義が、取得原価の中の回収分ないし未回収分を原価自らを測度として測定しうる「原価主義」とは本質的に異なることは、否定できないであろう。

それゆえ、低価基準の本質が回収可能原価主義にあって、その回収可能原価主義が純然たる原価主義ではなくて、それが取得原価の配分測度として自らの中に時価をも本質的に有する限り、低価基準は、やはり、「取得原価主義と時価評価との妥協」であるといえるであろう。

④ 伝統的原価主義と慣行的低価基準との妥協

低価基準、すなわち、米国型低価基準としての動的低価基準は、「伝統的原価主義と慣行的低価主義との妥協」である。

このことは、会計研究公報第43号等における低価基準観の歴史的生成過程の考察から論ずるまでもないであろう。

⑤ 純実現可能価額と取替原価との妥協

特に、会計研究公報第43号等の低価基準観における「時価」は、「純実現可能価額と取替原価との妥協」である。

このことは、公報第43号の歴史的生成過程から明らかである。すなわち、同公報における低価基準は、概念的には回収可能性概念に立脚し、実践的には取替原価概念に立脚している。即ち、純実現可能価額と利益実現可能価額が回収可能額を示す範囲であり、その範囲内における測度の実践的指針が取替原価である。従って、同公報にみられる低価基準が「純実現可能価額と取替原価との妥協」であることは明らかである。

⑥ 期間損益計算と口別損益計算の妥協

現代の損益計算形態が期間損益計算であることはいうまでもない。低価基準は、期間損益計算における会計的勘定能力の要件を充足しないから、例外的にしか容認されえない。

かくて、もし、非合理説ないし例外基準説は口別損益計算思考であると規定するならば、低価基準を期間損益計算において容認することは低価基準が期間損益計算と口別損益計算との妥協であることを意味するであろう。

もっとも、我々の理解するところでは、例外基準説、即ち、時価下落を販売

前に損失として原則的に認識することが妥当でないという理解することは、決して口別損益計算思考を意味するものではない。従って、その場合には、低価基準は期間損益計算と口別損益計算との妥協として理解することは妥当ではないことになるであろう。

2. 静的低価基準を前提とした場合の妥協

(イ) 損益計算理念と財産計算理念との妥協

低価基準が理念的にみて損益計算と財産計算との妥協であると理解されることがある。

しかし、このような理解は、会計学上は妥当ではないというべきであろう。低価基準が、会計学に於て、しかも、動的会計観を前提として理解されるべきであるならば、低価基準は損益計算の観点から一貫して理解されるべきであるから、そこに財産計算的思考の介入の余地は存すべきではないと考えるられるからである。

その点、我国「企業会計原則」において、低価基準が静的保守主義の観点から把握されていることは、根本的に、低価基準が損益計算と財産計算との妥協として規定されていることを意味するといえるであろう。しかし、このような規定は、「企業会計原則」の基本的立場である動態論的立場と矛盾するものであるというべきである。

(ロ) 「会計の論理」と「商法の論理」の妥協

低価基準は、我国の商法においては、「『会計の論理』と『商法の論理』との妥協」であると理解できる。

低価基準が商法を前提として論じられるとき、それは、やはり、損益計算的思考と財産計算的思考との妥協である、と理解されよう。商法は、本質的に債権者保護思想に立脚しているのであるから、商法の改正によって損益計算的思考が導入されたとはいえ、そのことによって商法が本質的ないし完全に損益計算原理に転換したのではなく、それは原理的にはなお妥協の産物であるとされている。従って、商法が根本的に「会計の論理」と「商法の論理」の妥協である限り、会計慣行としての低価基準も、商法に於ては、やはり「『会計の論理』と『商法の論理』との妥協」として理解されるべきことになるであろう。

(ハ) 業績計算と処分可能利益計算の妥協

現代会計の中心的課題は期間損益計算にある。従って、ある事象が業績計算の対象となりうるか否かは、損益法原理に立脚した計算原則に適合し、かつ、勘定認識能力の要件を満足するか否かにかかっている。しかし、時価下落は計算原則に適合せずかつ当該勘定認識能力の要件を充足しないから、業績計算の観点からは、それは原則的には損失としては認識されえない。従って、時価下落を損失として測定する手続である低価基準は、処分可能利益計算目的の観点からしか肯定されえないことになるのである。それゆえ、期間損益計算中心の会計に於ては、低価基準は「業績計算と処分可能利益計算との妥協」であるということになるであろう。

もっとも、処分可能利益計算の本質を財産計算思考であると理解するならば、低価基準が「損益計算と財産計算との妥協」として理解されることもまた論ずるまでもないであろう。

(二) 適用形態上の妥協性

低価基準は、適用形態としても妥協的性格をもつといえるであろう。

低価基準の適用は、棚卸計算法を前提としている。棚卸計算法は、動的会計観を前提とする限り、実質的には、動態論的に理解されなければならない。他方、棚卸計算法は、その歴史的ないし形式的観点からみる限り、財産計算的手続としての特質をもつものとして静態的に理解されることもまた否定しえないであろう。

従って、棚卸計算法が実質的ないし形式的な二面的特徴をもつものとして動的ないし静的に理解される限り、棚卸計算法を前提として適用される低価基準は妥協的性格をもつといえるであろう。すなわち、低価基準は、動的目的ないし実質を静的手段ないし形式によって達成するという意味で、やはり妥協的であるといえるであろう。

しかし、やはり、棚卸計算法は、動的会計観の下では動的棚卸計算法として一貫して実質的に理解されるべきであろう。従って、その意味では、低価基準はその目的に於ても又形式に於ても動的会計観の観点から一貫して理解されるべきであるから、低価基準を妥協的性格として把握することは妥当ではないことになるであろう。

XI 低価基準の考察にあたっての留意点

低価基準の本質，特に，それを我国の「企業会計原則」との関連においてそれを理解するにあたっての留意点ないし疑問点について，指摘しておくことにしよう。

1. 修正原価主義

低価基準を「修正原価主義」または「修正低価主義」として規定する見解もみられる。

しかし，期間損益計算の観点から理解される低価基準は，修正原価主義でもあればまた修正低価主義でもあるのである。なぜなら，動的低価基準観は伝統的原価主義（「原価主義」）と慣行的低価主義との妥協の評価基準であって，修正原価主義と修正低価主義とは等しく回収可能原価主義として同一の本質を有するからである。

しかし，また，低価基準は，動会的会計の観点からは，原価配分の「修正」ではなく，例外的配分を容認することであると理解すべきである。例外的とはどのように理解すべきであるか。仮に「修正」であることを認めるとしても，「修正」の本質は何か。低価基準がただ単に保守主義に基づき会計政策的に容認されると説明するだけでは，低価基準の本質はなお不明確であるというべきであろう。すなわち，例外的配分ないし政策的配分とは，会計的認識要件の充足とは無関係に経済的回収計算を容認することである。従って，あえて「修正」という表現を用いるならば，低価基準による原価配分は会計的回収計算の経済的回収計算による「修正」であるといえるであろう。

2. 我国の「企業会計原則」における低価基準について

我国の「企業会計原則」における低価基準観の考察にあたっては，次の点が留意されるべきであろう。

イ 静的低価基準か動的低価基準か

「企業会計原則」における低価基準は，静的保守主義原則に依拠した静的低価基準として規定されている。それは，明らかに，動会的会計観とは一貫しない。もちろん，このような静的低価基準観は，低価基準が「企業会計原則」の根本的立場である動会的会計観にマッチしないがゆえに静的低価基準として規定

されたためであろう。

しかし、重要なことは、次の点である。即ち、「企業会計原則」が根本精神として動的会計観に立脚する限り、低価基準は、たとえそれが例外的基準としてであれ、やはり動的低価基準として規定されるべきである。

ロ 保守主義原則の「原則」性と低価基準の「例外」性との論理的関係

「企業会計原則」に於ては、低価基準は不合理でありかつ例外的であって、保守主義原則に依拠している、とされている。

従って、問題とすべきことは、次の点である。即ち、保守主義原則に依拠して設定される貸倒引当金が「例外」とはされないのに対して、保守主義原則という一般「原則」に支えられた低価基準が何故に「例外」とされるのかということである。それは、少なくとも、論理的一貫性を欠くものであるというべきであろう。

さらに、このような論理的非一貫性は、「企業会計原則」に於て、通常の高価基準およびいわゆる「強制低価法」とが共に存在することを顧慮するならば、一層複雑なものとなる。すなわち、強制低価法については、それが強制的である限り、その本質は「原則的」と理解されるから、強制低価法は保守主義原則の「原則」性にマッチしたものであると理解される。他方、通常の高価基準については、やはり、「原則」と「例外」との関係についての疑問が残るであろう。

そのような疑問が存在するということは、とりもなおさず、保守主義原則とは何か、また、高価基準とは何かということが問題であるということである。就中、強制低価法は果して高価基準であるか否かが根本的に問題になるであろう。従って、「企業会計原則」における高価基準の本質を明確にするためには、まずもって通常の高価基準と強制低価法に関して各々の本質が明確にされるべきであろう。

ハ 「但し書規定」と「第二項」との関係

「企業会計原則」の「貸借対照表原則五ノA」における「但し書規定」、いわゆる強制低価法、及び同「第二項」、いわゆる通常の高価基準との関係について、「但し書規定」の強制低価法といわれるものを高価基準と理解すれば、それは、「第二項」の高価基準とは一致しないのであるから、両者の関係が問

題となるであろう。すなわち、前者は「強制的」であり、後者は「選択的」であるから、「企業会計原則」には本質の異なる二つの低価基準が存在するのであろうか、という疑問が残るであろう。

そのことは、もちろん、低価基準とは何か、従って、強制低価法は果して低価基準であるかということが根本的に疑問となることを意味するであろう。

ニ いわゆる「強制低価法」について

「貸借対照表原則五ノA」の「第一項但書」は、強制低価法であるといわれている。

強制低価法に関して、問題となるのは、それは保守主義原則の適用を受けるか否か、あるいは、本質的に低価基準であるといえるか否かである。

強制低価法に関して、その“低価法”ということに着目すれば、保守主義原則の適用を前提としているように理解される。「企業会計原則」に於ては低価基準は保守主義原則に依拠しているからである。他方、“強制”ということに着目すれば、それは保守主義原則の適用をまつまでもないようにも理解される。

低価基準は、「企業会計原則」に於ては、合理性がなく例外的であるとされている。従って、低価基準は保守主義原則に依拠している。それゆえ、低価法が不合理であって保守主義原則に依拠している限り、低価法の適用は任意的でなければならず強制されるものではないはずである。

それにもかかわらず、低価基準が“強制”されるとはいかなる意味であろうか。「企業会計原則」は強行規定ではなく、また、強行規定である商法との調和の結果として「但書」規定が成立したとしても、強制低価法が強制されるべき会計的な本質的根拠にはならないはずである。

従って、実は、この「『強制』『低価法』」という用語は、低価基準の会計的本質の限界的理解にふれたギリギリの表現であるといえるであろう。すなわち、「『強制』『低価法』」は、「低価基準たる特質」と「低価基準でない特質」とを併有しているのである。従って、「『強制』『低価法』」は、前者に着目する限り、強制されるべきものではなく、また、後者に着目すれば強制されるべき性質のものである。

それでは、「低価基準たる特質」及び「低価基準でない特質」とは何か。強制低価法の適用対象となるのは、時価下落が顕著であり、かつ、その回復見込

のある場合を除く場合、すなわち回復不能か回復不明の場合である。

この中、まず、顕著な時価下落と回復見込のない場合は、「低価基準でない特質」に相当する場合である。なぜなら、このような場合に於ては、「回復見込なし」が確定している限り、損失の認識に関する会計的な記帳能力の要件（すなわち、恒久性等）は充足されている。したがって、その場合の損失は純然たる会計的損失であると理解されるからである。それは、販売前とはいえ、損失が実質的に確定して恒久的である限り、あたかも経済的陳腐化商品と実質的には同じであると理解できるであろう。すなわち、「時価下落」かつ「回復不能」であるならば、財貨費消はなくても、本質的には、財貨費消が行われた場合と同様に、プロフィット・ポテンシャルの喪失は確実である。その場合、プロフィット・ポテンシャルの喪失は経済的喪失にしかすぎないが、当該経済的喪失が「恒久性」をもつために、あたかも財貨費消が行われた場合と同様にプロフィット・ポテンシャルの喪失が確実であるために、たとえ財貨費消がみられなくても、プロフィット・ポテンシャルの経済的喪失が会計的喪失と実質的には同質視されるのである。つまり、顕著な時価下落かつ回復不能の場合に損失を計上することは、会計的に正当化されるのである。詳論すれば、時価下落が顕著であって回復見込がない場合には、その下落した時価に基づいて販売政策が具体的に経営者によって意思決定されるのが一般的であろう。従って、その場合には、時価下落は単なる時価下落ではなくて、企業活動（即ち、販売）を拘束する経営者の意思決定の反映された時価であるから、それは経営経済的に確実な事象となる。それゆえに、当該事実は、会計的記帳能力の要件を満足すると理解されるのである。つまり、「顕著な時価下落」と「回復不能」は、「低価基準ではない特質」であると理解される。

これに対して、「顕著な時価下落」と「回復不明」の場合は、「低価基準たる特質」に相当する場合であると理解される。なぜなら、回復が不明である限り、いかに時価下落が顕著であろうとも、損失の確実性は依然として不明である。したがって、損失は正当に認識されるものではなく、その計上は必然的に保守主義原則に依拠せざるをえないからである。その際、時価下落が顕著であることは、保守主義原則の適用の必然性に関して強弱の程度の差はあっても、本質的には、それは、時価下落が軽微な場合と理論的には同質のものであると

いえるであろう。

従って、理論的には、『強制』『低価法』は、強制的手続の側面と任意的手続の側面との両特質を有する評価基準である、と理解されるべきである。それゆえ、「強制低価法」は低価基準に関する限界的理解を示すものであると理解できるのである。それにもかかわらず、「強制」的特質の側面にアクセントがおかれるならば、強制低価法は全体として強制的手続の性格をもつものとして規定されることになるであろう。

つまり、強制低価法は本質的には低価基準とは異なるのである。それは、恐らく「評価減」と同質であろう。このような理解は、ある意味では素直である。なぜなら、顕著な時価下落が前提であるから、その場合には、保守主義原則や重要性原則の機能する余地が大きいからである。

他方、「低価法」的特質の側面が強調されるならば、「強制低価法」は全体として低価基準的性格をもつ手続として規定されることになるであろう。したがって、「強制低価法」は正しく低価法と呼ぶにふさわしいであろう。

ホ 商法の評価規定「287条ノ2」の意味

原価主義の商法への導入は、流動資産（すなわち棚卸資産）の評価規定に関する限り、原価主義が損益法原理に適合しかつ期間損益計算思考に一般的に立脚した評価原則であるため、「会計の論理」が商法にも導入されかつ貫徹されたかのように理解されがちである。

しかし、商法が原価主義を容認したのは、「会計の論理」を原理的に容認したためではなく、原価主義が「商法の論理」にマッチしたためである。すなわち、商法への原価主義の導入は、「会計の論理」としての原価主義の導入を意味するものではなく、「商法の論理」に基づく評価基準である時価以下主義が取得原価の枠内という制約を附されてより保守的に貫徹されたものであると理解すべきである。

従って、同条第1項に関して、その本条項と但書とを個別的にではなく全体として理解すべきであるならば、時価以下主義は取得原価の枠を前提としているから、同1項は本質的には回収可能原価主義を意味するというべきであろう。